

羽島市環境基本計画

見直し案

2025 年 8 月

羽 島 市

目次

第1章 計画の基本事項	1
1-1. 計画策定の背景と趣旨	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 計画の期間.....	3
1-4. 計画の対象地域・範囲	3
第2章 環境の現状と課題.....	5
2-1. 環境を取り巻く社会情勢の動向.....	5
2-2. 本市の概況	9
2-3. 本市の環境の概況.....	18
2-4. 環境に関する市民意識.....	31
2-5. 計画の進捗状況.....	34
2-6. 本市の環境上の課題	40
第3章 望ましい環境像と基本目標.....	43
3-1. 望ましい環境像.....	43
3-2. 基本目標	44
3-3. 施策体系.....	46
第4章 環境施策	48
基本目標1. 環境意識の向上	48
基本目標2. 快適な生活環境.....	48
基本目標3. 循環型社会の形成.....	48
基本目標4. 自然との共生	48
基本目標5. 脱炭素社会の実現.....	48
目標指標一覧	48

第5章 羽島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	49
5-1. 環境を取り巻く社会情勢の動向.....	49
5-2. 羽島市の地球温暖化対策の取組み	52
5-3. 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取組み.....	53
5-4. 温室効果ガス排出量の状況	57
5-5. 二酸化炭素排出量の状況	58
5-6. 再生可能エネルギーの導入状況	60
5-7. 二酸化炭素排出量の将来推計	61
5-8. 二酸化炭素排出量の削減目標の設定	62
5-9. 電力の排出係数低減による削減効果	64
5-10. 温室効果ガス削減シナリオ	65
5-11. 2050年度ゼロに向けた2035年度、2040年度の見通し.....	69
5-12. 施策目標	70
5-13. 基本目標	70
5-14. 気候変動に対する適応策	70
第6章 計画の推進	70
6-1. 計画の推進体制	70
6-2. 計画の進行管理.....	70
資料編.....	70
羽島市環境基本条例.....	70
羽島市環境審議会運営要綱.....	70
羽島市環境審議会委員名簿.....	70
計画策定の経緯	70
諮問書	70
答申書	70

第1章 計画の基本事項

1-1 計画策定の背景と趣旨

本市では、2019（平成31）年に施行した「羽島市環境基本条例」において、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めており、これらを踏まえ、第8条第1項の規定に基づき、2021（令和3）年3月に「羽島市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

また、地球温暖化対策として、2006（平成18）年3月に『第1次羽島市環境保全実行計画』を策定。2021（令和3）年3月には『羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を策定し、省エネルギー化の推進等の取組みにより、温室効果ガス排出量の削減を図ってきました。

その一方で、地球温暖化の進行や、特定外来生物による生態系への被害、エネルギー問題の顕在化等、本市の環境を取り巻く状況は変化しています。

このような状況の中、世界では温室効果ガス排出削減等の国際枠組みとなる「パリ協定」や、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、近年では、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラル（脱炭素）をはじめ、サーキュラーエコノミー（循環経済）やネイチャーポジティブ（自然再興）に係る取組み等、持続可能な社会の実現に向けた取組みが加速しています。

こうした中、国は2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明し、本市においても、2021（令和3）年3月に「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行いゼロカーボンシティへの挑戦を表明しました。

また、国が2024（令和6）年に策定した「第六次環境基本計画」では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられています。

温室効果ガス排出量の削減や、市民のウェルビーイングの実現に向けては、市民・事業者及び市が一体となって環境施策を推進していくことが必要となります。

本市では、このたび「羽島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）の中間年度を迎えるにあたり改定を進めるとともに、地球温暖化対策の個別計画である「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合し、より総合的、多角的に環境施策の推進を図ります。

このたび、これらの考え方に沿って、持続可能な社会の構築を図るとともに、市民一人ひとりのウェルビーイングを実現することを目指して、2030（令和12）年度までを計画期間とし、本計画を策定します。

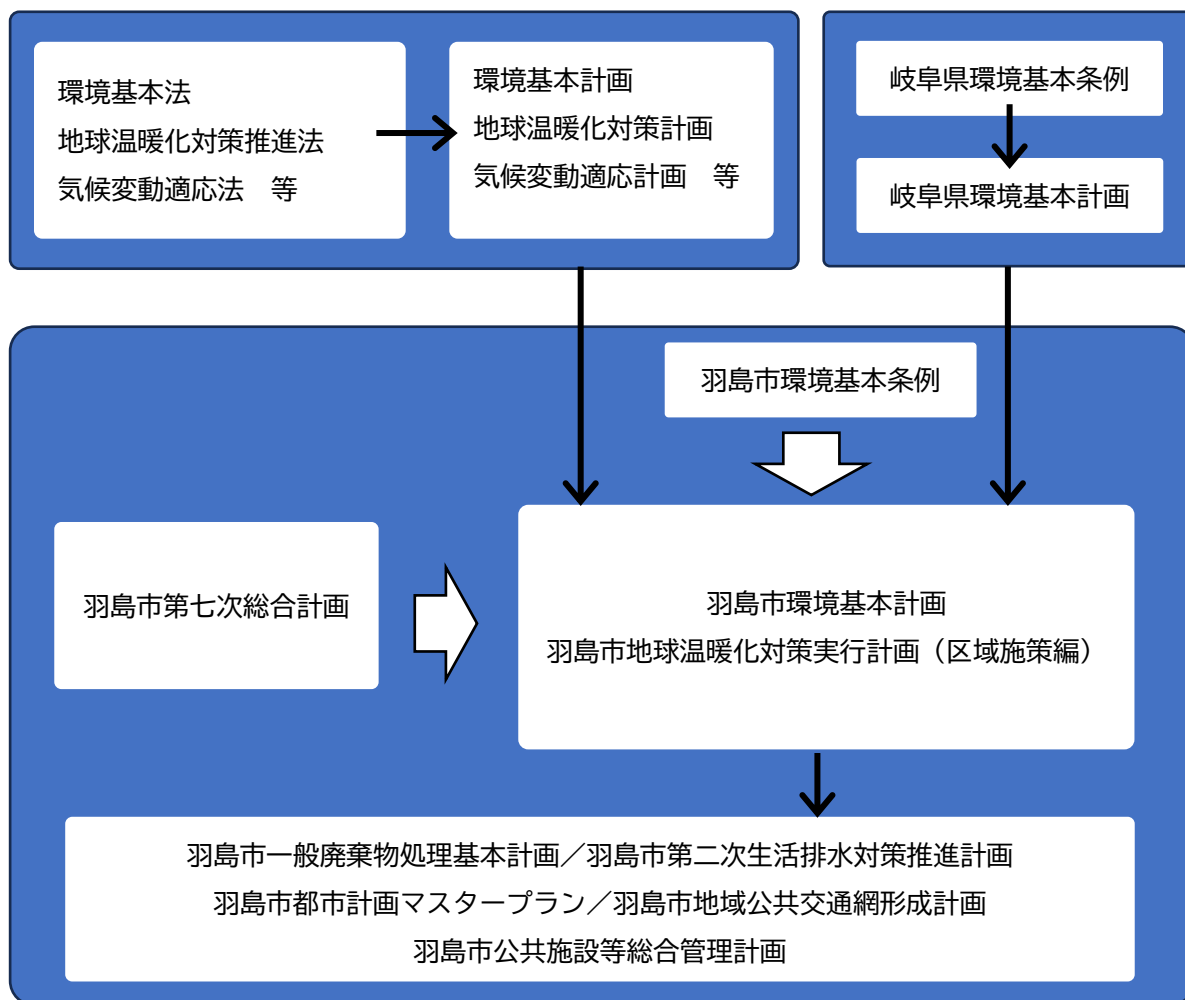
1-2 計画の位置付け

本計画は、「羽島市第七次総合計画」を上位計画とし、「羽島市環境基本条例」第8条第1項の規定に基づき策定し、羽島市の環境行政における総合的な指針として位置づけられるものです。

また、羽島市の地球温暖化対策の拡充を図るとともに、一体的に取り組みを推進するため、「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包しています。

本計画の推進にあたっては、国の法令や県の条例及び計画を反映しつつ、本市の他の分野の計画とも整合を図り、環境の保全及び創出を推進することになります。

【計画の位置付け】

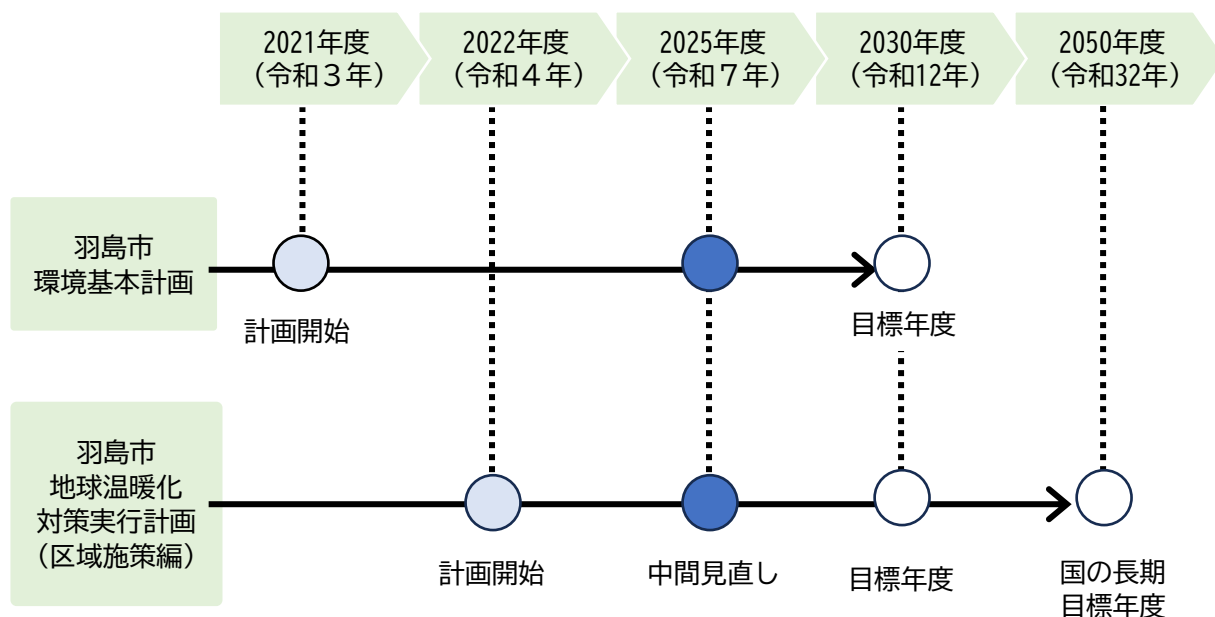


1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、中間年度の2025（令和7）年度に見直しを行います。

なお、「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の計画期間については、2022（令和4）年度～2030（令和12）年度とし、また、羽島市環境基本計画の見直しに併せて、2025（令和7）年度に中間見直しを行います。

【計画の期間】



1-4 計画の対象地域・範囲

(1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や県、国との連携を図ります。

(2) 計画の対象範囲

「羽島市環境基本条例」に示されたとおり、市民・事業者及び市が互いに協力して、環境への負荷を低減し、事業活動によって生じる公害を防止し、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めなければなりません。地球環境の保全は、私たちの日々の生活と密接に関わっていることから、環境意識向上のため、環境への取組みについて理解を深める環境教育や情報提供、体制の構築等取組みの基盤となる内容が必要です。また、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性の保全についても配慮する必要があります。

区分	対象
環境意識の向上	環境教育／情報発信／情報啓発／環境啓発／協働発信
快適な生活環境	生活環境／大気、騒音、振動
循環型社会の形成	循環型社会／廃棄物／リサイクル（5 R等）
自然との共生	自然環境の保全／動植物／希少種、外来種／生物多様性／地産地消
脱炭素社会の実現	脱炭素社会／温室効果ガス／再エネ／省エネ／公共交通



豊かで快適な環境の保全及び創出／現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、温室効果ガスとして以下の7つの物質を規定しています。本計画では、本市の温室効果ガス排出量の99.9%以上を占める二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガス	概要	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO ₂)	主に化石燃料を燃焼させると発生し、廃棄物の焼却によって排出されます。	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、家畜や天然ガスの生産等から発生します。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の製造、廃棄物の焼却、窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出されます。	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷蔵庫、エアコンやカーエアコンの使用・廃棄時等に排出されます。	数百から1万程度
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	数千から1万程度
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体素子等の製造、NF ₃ の製造によって排出されます。	17,200

※地球温暖化係数

二酸化炭素を基準 (=1) として各物質が一定の見積り期間内で温暖化をもたらす影響を示した数値です。地球温暖化係数は、温室効果の見積り期間の長さによって数値は変化します。

第2章 環境の現状と課題

2-1 環境を取り巻く社会情勢の動向

(1) 世界の動向

①持続可能な開発目標

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組みとなっており、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsの17のゴールを目指す取組みは、地方公共団体や事業者等にも広がっています。



資料：国際連合広報センターHP (<https://www.unic.or.jp/>)

②地球温暖化対策の国際的な取り決め

2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、世界の196か国・地域が合意し「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑える目標「2℃目標」を追求すること等を決定しました。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」によると、気温上昇を約1.5℃に抑制することには明らかな便益があること、そのためには、2050（令和32）年頃にはCO2排出量を正味ゼロにする必要があること等が示されています。

さらに、2021（令和3）年の「第6次評価報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されました。これを受け、世界各国と地域でカーボンニュートラルの実現を目標とした動きが広がっています。

(2) 国の動向

①第六次環境基本計画

近年、地球温暖化が進行し、地球環境への多大な影響も取り沙汰されている中、2024（令和6）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、人類の活動は環境収容力を超過しており、それに伴い地球が直面する「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という3つの危機に直面していると指摘しています。

そのため、環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指し、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を最上位の目的とするとしています。

②循環型社会の形成に向けた計画策定

2024（令和6）年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を前面に打ち出しており、その移行は気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資するものとしています。

さらに、循環経済への移行により循環型社会を形成することを国家戦略として位置付け、地域の循環システムの構築や、ライフサイクル全体での資源循環、持続可能な地域と社会づくり等、循環経済への移行の方向性を示しています。

③国のカーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月、首相所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

また、2025（令和7）年2月には、国の「地球温暖化対策計画」が改訂され、新たな削減目標（2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す）及びその実現に向けた対策・施策が位置付けられています。

今後は、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくとしています。

④再生可能エネルギーの主力電力化

2025（令和7）年2月、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。この計画では、2040年に向けDXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、「GX2040ビジョン」を一体的に遂行するとともに、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入し、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すとしています。

⑤生物多様性の保全

2023（令和5）年3月、「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。本戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応の他、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させて自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を図るとともに、日本の保護地域を2030（令和12）年までに陸と海の30%以上に拡大する「30by30」の取り組み等により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復に取り組んでいくとしています。

⑥気候変動適応策の推進

既に起こりつつある気候変動影響の防止・軽減のための備えとして、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、影響が既に生じているまたはそのおそれがある主要な7つの分野（「農業・森林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとしています。

また、近年の熱中症による死亡者数の増加を受けて2023（令和5）年に「気候変動適応法」が一部改正されました。この一部改正により、熱中症対策の強化や、死亡者数を現状から半減する目標等が追加され2024（令和6）年から全面施行されています。

(3) 県の動向

県では、1995（平成7）年3月に制定された「岐阜県環境基本条例」に基づき、1996（平成8）年3月に「岐阜県環境基本計画」を策定して以降、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

また、2020（令和2）年12月には、県議会定例会において知事が2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しています。

2021（令和3）年3月には、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定。2023（令和5）年3月には一部改訂し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013年度比48％削減、さらに50％の高みに向けて各種施策を展開しています。

2-2 本市の概況

(1) 沿革

古くは伊勢湾に続く海の中にあり、その後地殻変動により現在の形になりました。この一帯は低地で、木曾三川の氾濫により洪水に悩まされ続けてきました。そのため、江戸時代の1754（宝暦4）年から1755（宝暦5）年にかけて幕府の命令により、薩摩義士の手によって三川分流工事が行われました。こうした先人達の努力により、この地は豊かな穀倉地帯に変わり、明治以降も農産物や美濃縞の集散地として発展してきました。

1954（昭和29）年4月1日、当時羽島郡南部の1町9ヵ村（竹ヶ鼻町、正木村、足近村、小熊村、上中島村、下中島村、江吉良村、堀津村、福寿村及び桑原村）が合併して、羽島市が誕生しました。

1964（昭和39）年に東海道新幹線岐阜羽島駅が開業し、1983（昭和58）年に名神高速道路岐阜羽島インターチェンジが供用開始しました。本市は、交通の要衝として大きく発展をとげてきました。

(2) 地勢

本市は岐阜県西南部に位置し、北は岐阜市、大垣市、笠松町、西は海津市、安八町、輪之内町、東と南は愛知県一宮市、稲沢市に接しています。

市域は東西に8.77km、南北に12.86kmで、市域の大半を一級河川である木曾川と長良川に挟まれた三角形のような形をしています。総面積は53.66km²です。

濃尾平野の北西部に位置し、地形分類学的には低地（谷底平野・氾濫平野）となっています。



【羽島市の概要】

市役所の位置	東　　西		南　　北			
	経度・地名		距離	緯度・地名		距離
東経 136° 42′ 10″	極東	東経 136° 45′ 24″ 正木町南及	8.77km	極南	北緯 35° 14′ 22″ 桑原町小藪	12.86km
北緯 35° 19′ 10″	極西	東経 136° 39′ 36″ 桑原町西小藪		極北	北緯 35° 21′ 12″ 足近町北宿	
市役所の海拔	6. 96m					

資料：羽島市統計書

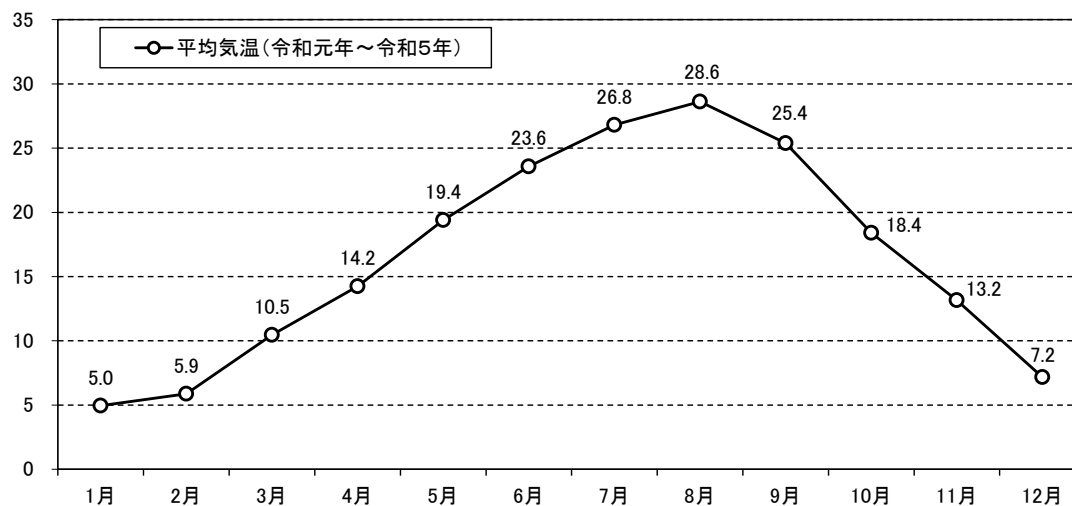
(3) 気象

本市の気象は、最も生活に適した海洋性温帯気候に属し、平均気温は16.5℃と比較的温暖です。

しかし、伊勢湾の最奥部に位置することと、冬季に北西から吹く季節風「伊吹おろし」の通り道にあたることから、夏は暑く冬は寒い内陸性気候も示しており、太平洋岸とは異なった気象条件を呈しています。

【月別平均気温】

平均気温(℃)



資料：羽島市統計書

(4) 土地利用の状況

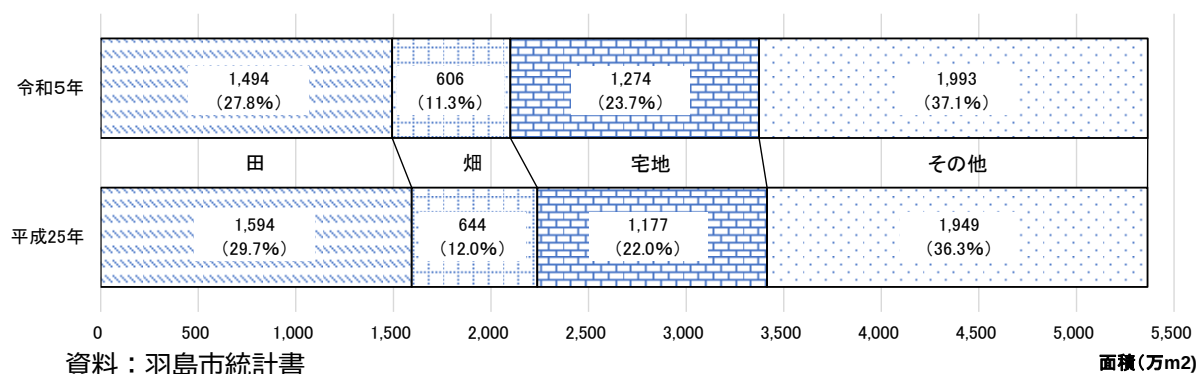
本市の総面積 53.66 km²のうち、田が約 28%と最も多く、次いで宅地が約 24%、畑が約 11%となっています。

2023（令和5）年と 2013（平成25）年を比較すると、田・畑の面積が減少し、宅地の比率が増えています。

耕地や水田の面積率を見ると、本市の耕地面積率は全国平均や岐阜県平均と比較して3倍以上と高い比率となっています。

水田面積率も全国平均より多く、岐阜県平均とおおむね同程度です。

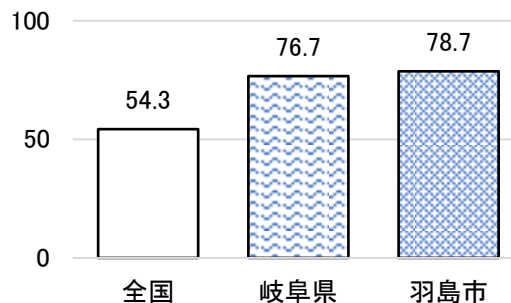
【土地利用の変遷】



【耕地面積率（％）（2023（令和5）年度）】



【水田面積率（％）（2023（令和5）年度）】



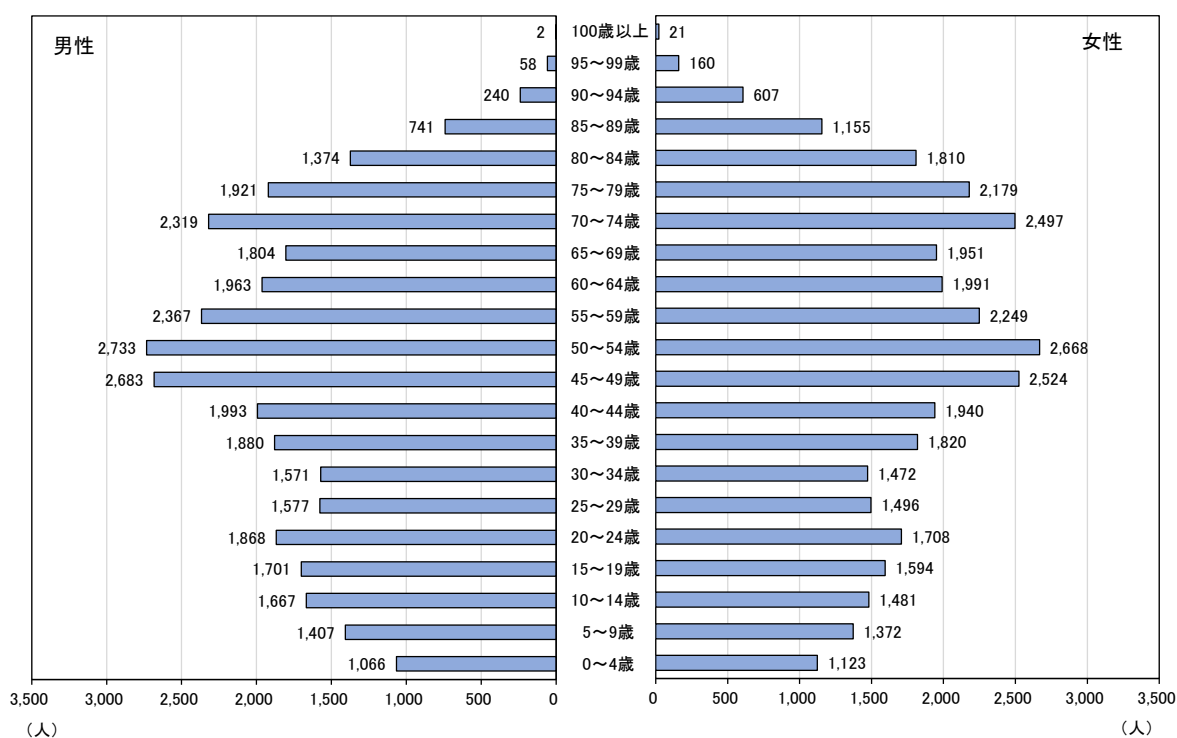
資料：グラフと統計でみる農林水産業（農林水産省 わがマチわがムラ）岐阜県羽島市詳細データ

(5) 人口の状況

総人口における年齢別人口を見ると、男女ともに50～54歳が最も多くなっています。また、65歳以上の高齢者が占める割合は男性で約26%、女性で約32%となっている一方、19歳以下の未成年者が占める割合は男性で約18%、女性で約17%となっています。

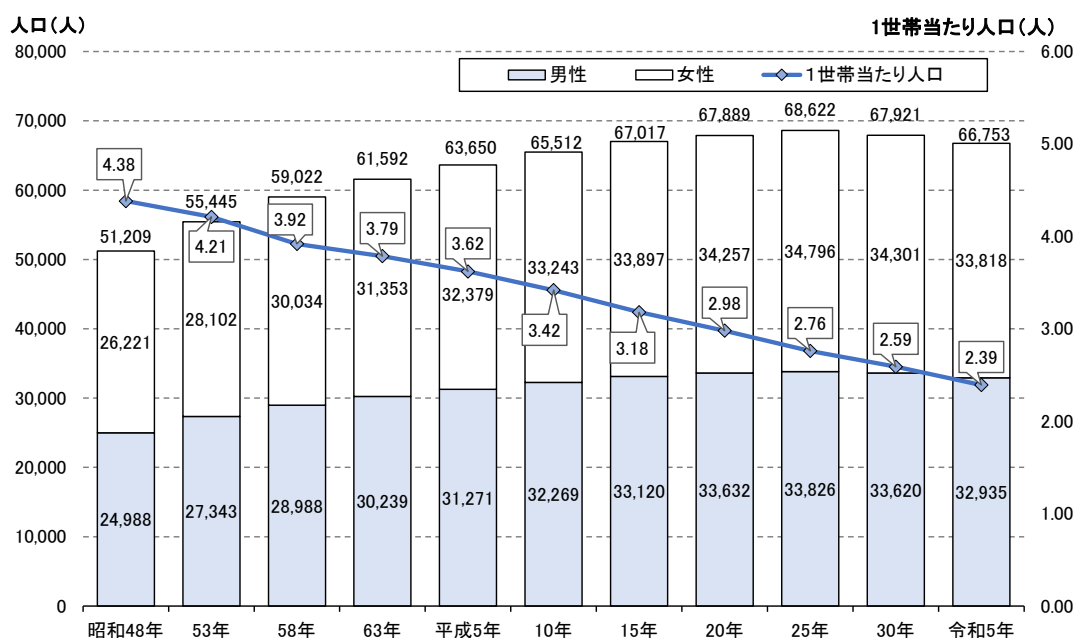
本市の人口は、2013（平成25）年の68,622人をピークに減少傾向となっており、2023（令和5）年には66,753人と10年間で約2,000人減となっています。1世帯当たりの人口も2013（平成25）年の2.76人から、2023（令和5）年には2.39人と減っており、核家族化が進行していることが伺えます。

【年齢別人口(総人口)(2023(令和5)年度)】



資料：羽島市統計書

【人口・世帯数の推移】



資料：羽島市統計書

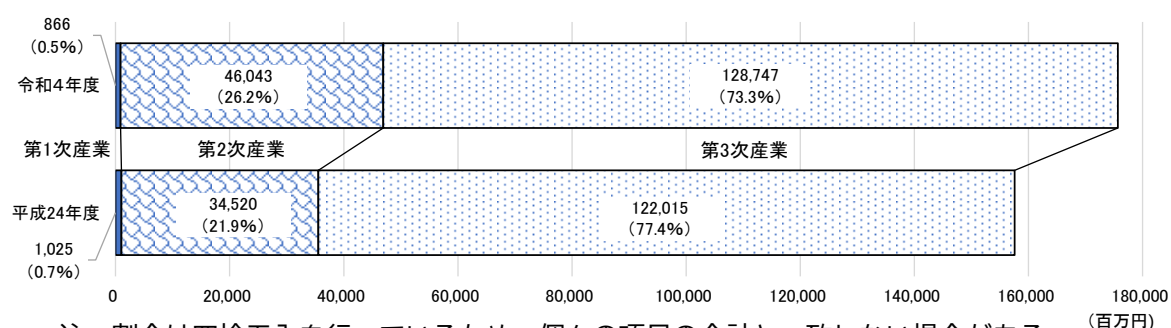
(6) 産業の状況

①産業の状況

本市の産業の割合を総生産額で見ると、第3次産業の占める割合が約73%と最も多く、次いで第2次産業（製造業や建設業等）が約26%、第1次産業（農林水産業）は0.5%となっており、就業者数で見ても、第3次産業が多くなっています。

一方、経済活動別総生産を2022（令和4）年と2012（平成24）年と比較すると、第3次産業が約77%から約73%と減少し、第2次産業が約22%から26%と増加しています。

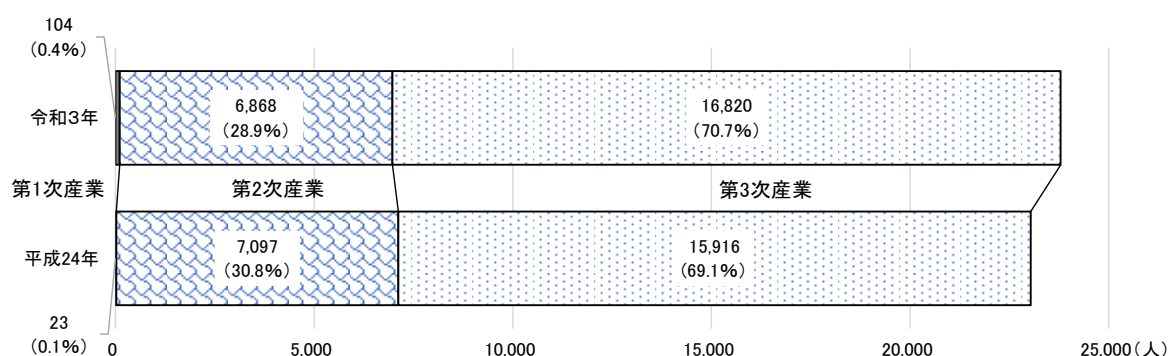
【経済活動別総生産の変遷】



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と一致しない場合がある。

資料：岐阜県統計データ

【産業大分類別就業者数（民営）の変遷】



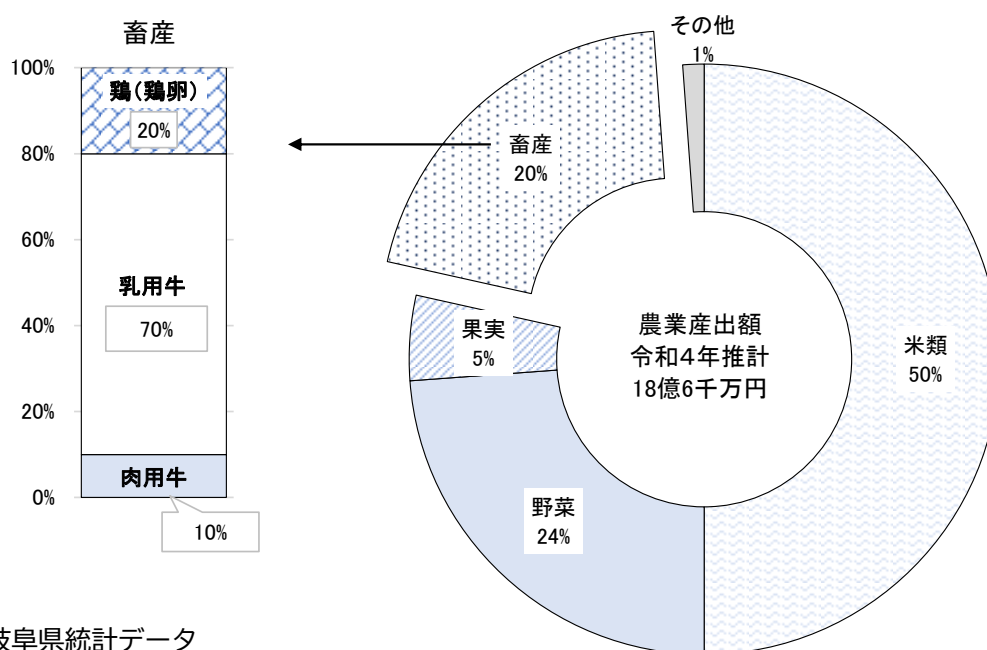
注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と一致しない場合がある。

資料：岐阜県統計データ

②農業の状況

2022（令和4）年の農業産出額（推計）を見ると、米類が50%と最も多く、次いで野菜が24%、畜産が20%、果実が5%、となっています。畜産の内訳を見ると、乳用牛が70%と最も多く、次いで鶏（鶏卵）が20%、肉用牛が10%となっています。

【農業産出額（令和4年推計）】



資料：岐阜県統計データ

(7) 交通の状況

本市の中央部を東西に東海道新幹線と名神高速道路が通っており、それぞれ岐阜羽島駅と岐阜羽島インターチェンジがあります。また岐阜羽島駅に隣接して、名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）の新羽島駅があり、市の北部方向に鉄道が通っています。

また、市内には羽島市コミュニティバスが走っており、市内の各所をつないでいます。

近年の傾向をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け2020（令和2）年度に激減した公共交通機関の利用者数は復調傾向が見られるものの、名古屋鉄道・コミュニティバス・岐阜羽島インターチェンジは依然コロナ禍前の数値にまで届いておらず、一方車両の保有台数はコロナ禍を受けても増加傾向となっており、公共交通機関から車へとシフトしている様子が伺えます。

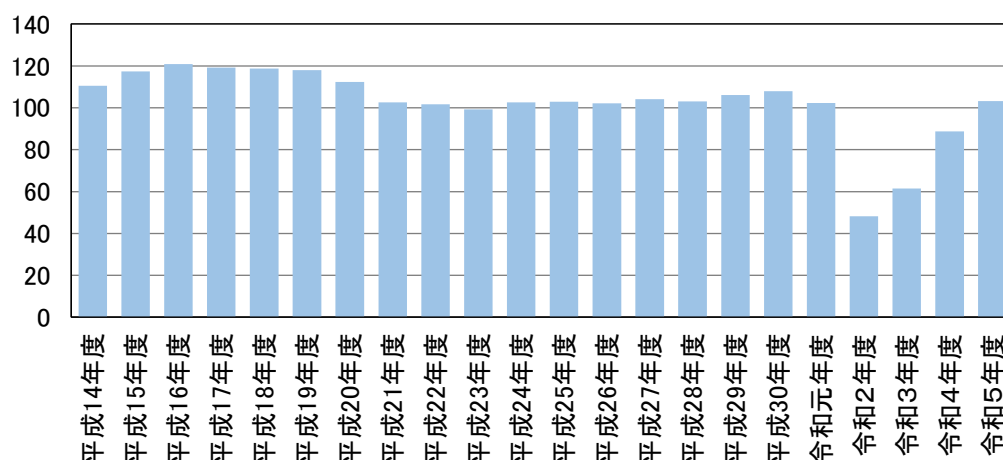
①公共交通機関の利用状況

■新幹線（岐阜羽島駅）

新幹線の利用状況として岐阜羽島駅の利用客数の推移を見ると、2002（平成14）年度～2008（平成20）年度は概ね110万～120万人であるのに対し、2009（平成21）年度～2019（令和元）年度は概ね100万～110万人と減少。2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で50万人を下回るものの、2023年（令和5）年度には概ね100万人とコロナ禍前の利用者数に復調していることが伺えます。

【岐阜羽島駅の利用状況】

年利用者数
（万人）



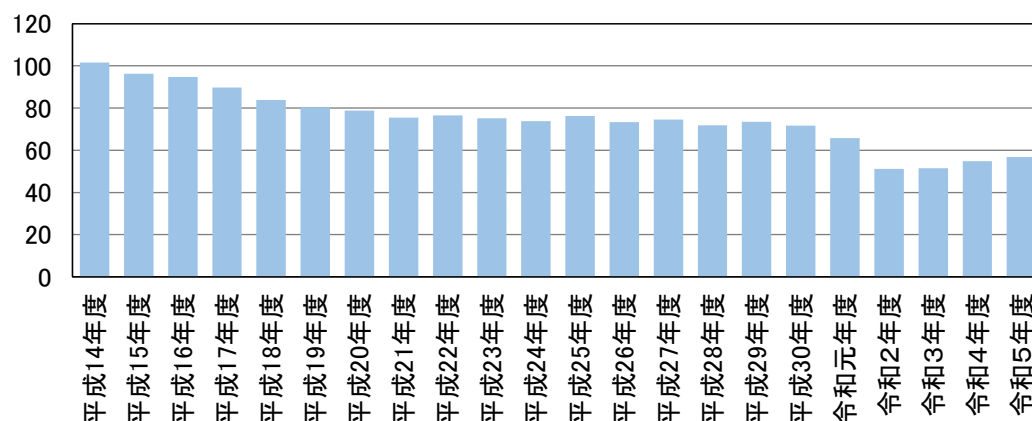
資料：羽島市統計書

■名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）

名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）の利用状況として、羽島市役所前駅の利用客数の推移を見ると、2002(平成14)年度以降減少傾向となっており、2020(令和2)年度以降は若干復調傾向が見られるものの、依然コロナ禍の影響で50万人台となっています。

【羽島市役所前駅の利用状況】

年利用者数
(万人)



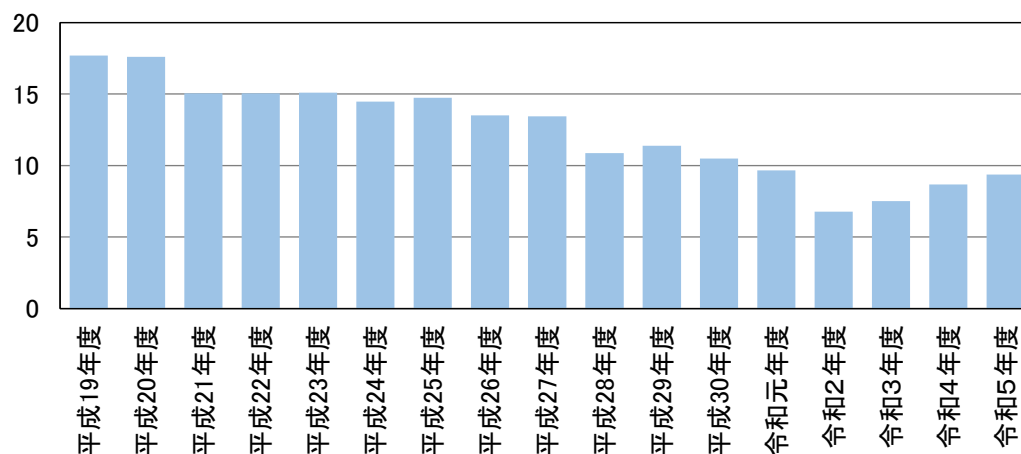
資料：羽島市統計書

■コミュニティバス

本市のコミュニティバスの利用状況の推移を見ると、利用者は2008（平成20）年度以降、概ね減少傾向となっており、さらにコロナ禍の影響もあり、2020（令和2）年度利用者は7万人を下回っています。一方2021（令和3）年度以降、復調傾向が見られ、2023（令和5）年には93,799人で10万人に迫る勢いとなっています。

【コミュニティバスの利用状況】

利用者数(万人)



注：2016（平成28）年度に運行路線の一部が変更となっています。

資料：羽島市統計書

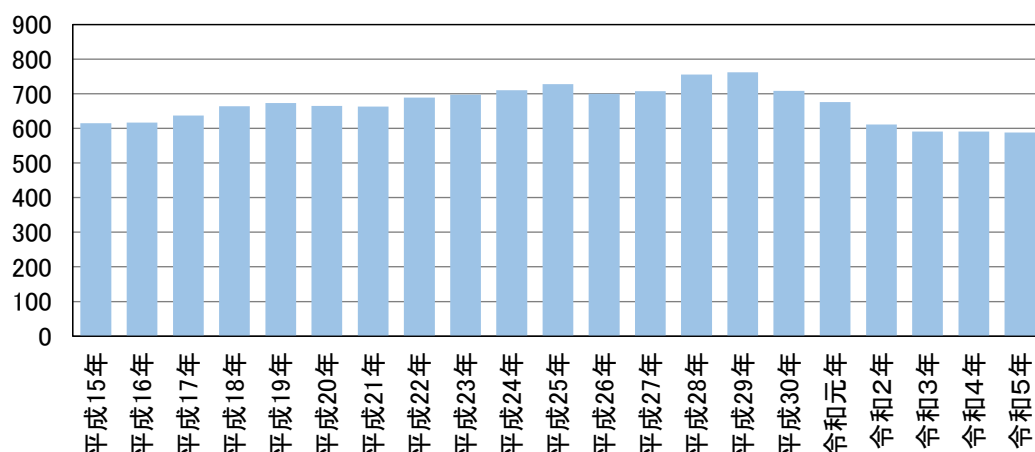
②道路の利用状況

■岐阜羽島インターチェンジ

岐阜羽島インターチェンジの利用台数は、2003（平成15）年～2017（平成29）年までは概ね増加傾向となっているものの、2017(平成29)年をピークに以降減少に転じており、2021（令和3）年以降600万台を下回っています。

【岐阜羽島インターチェンジの利用状況】

利用台数
（万台）



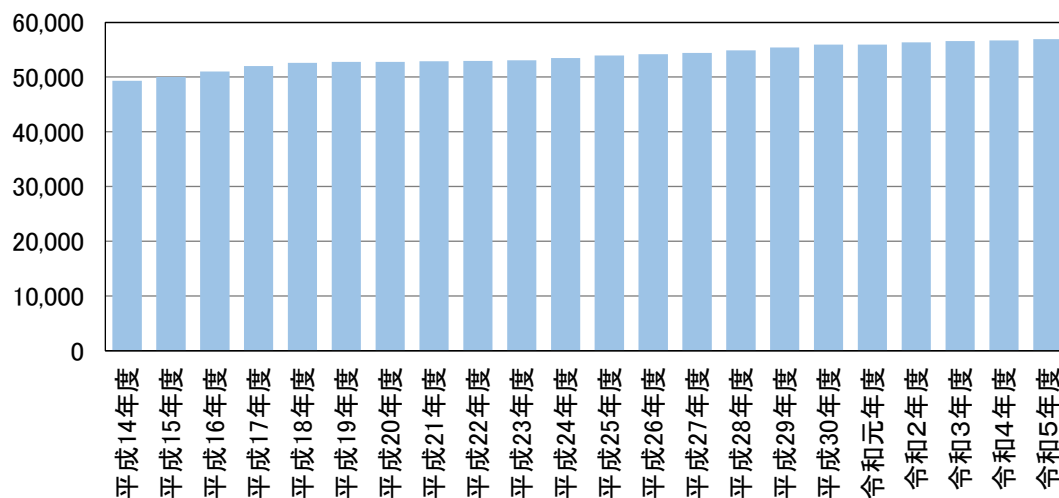
資料：羽島市統計書

■自動車保有台数

市内の自動車保有台数は、増加傾向が続いています。

【市内における自動車保有台数】

台数（台）



資料：羽島市統計書

2-3 本市の環境の概況

(1) 大気環境

2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの大気汚染5物質の年平均値の変動を見ると、概ね横ばいで推移しています。

2020（令和2）年度以降の環境基準との適合状況（2019（令和元）年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用）では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）はいずれも過去4年間ともに適合していますが、光化学オキシダント（O_x）は過去4年間適合していませんでした。

【二酸化硫黄（SO₂）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
令和元年度	174	4,165	0.004	0.0	無	非適用
令和2年度	363	8,700	0.005	0.0	無	○
令和3年度	363	8,701	0.005	0.0	無	○
令和4年度	362	8,696	0.005	0.0	無	○
令和5年度	362	8,667	0.001	0.0	無	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
令和元年度	174	4,163	0.010	0.0	無	非適用
令和2年度	362	8,689	0.012	0.0	無	○
令和3年度	362	8,681	0.010	0.0	無	○
令和4年度	363	8,700	0.010	0.0	無	○
令和5年度	364	8,735	0.012	0.0	無	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【二酸化窒素（NO₂）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値年間98%値	長期的評価 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○ 否×
令和元年度	141	3,371	0.010	0.020	非適用
令和2年度	363	8,672	0.007	0.018	○
令和3年度	363	8,671	0.007	0.015	○
令和4年度	363	8,679	0.007	0.016	○
令和5年度	364	8,696	0.007	0.014	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【光化学オキシダント（O₃）の測定結果（羽島測定局）】

	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 年平均値	基準値超過 日数割合	基準値超過 時間割合	環境基準の 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(%)	適○ 否×
令和元年度	175	2,620	0.029	1.1	0.2	非適用
令和2年度	365	5,440	0.036	22.2	7.8	×
令和3年度	365	5,437	0.033	14.5	4.3	×
令和4年度	362	5,385	0.036	24.6	7.6	×
令和5年度	366	5,450	0.036	24.9	8.1	×

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	基準値 経過日数 割合	長期 基準の 適否	短期 基準の 適否	長期的 評価の 適否
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(%)	適○ 否×		
令和元年度	175	5.4	14.3	0.0	非適用	非適用	非適用
令和2年度	363	7.3	21.3	0.3	○	○	○
令和3年度	312	5.5	17.1	0.0	○	○	○
令和4年度	363	7.2	18.4	0.0	○	○	○
令和5年度	363	7.4	20.5	0.0	○	○	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

(2) 水質環境

①水質の環境

本市は市域の東側を木曽川、西側を長良川に挟まれた場所にあります。市域の北側には境川が流れるほか、市域南部には桑原川が流れています。また、市内には足近川、松枝排水路及び逆川という排水路があります。

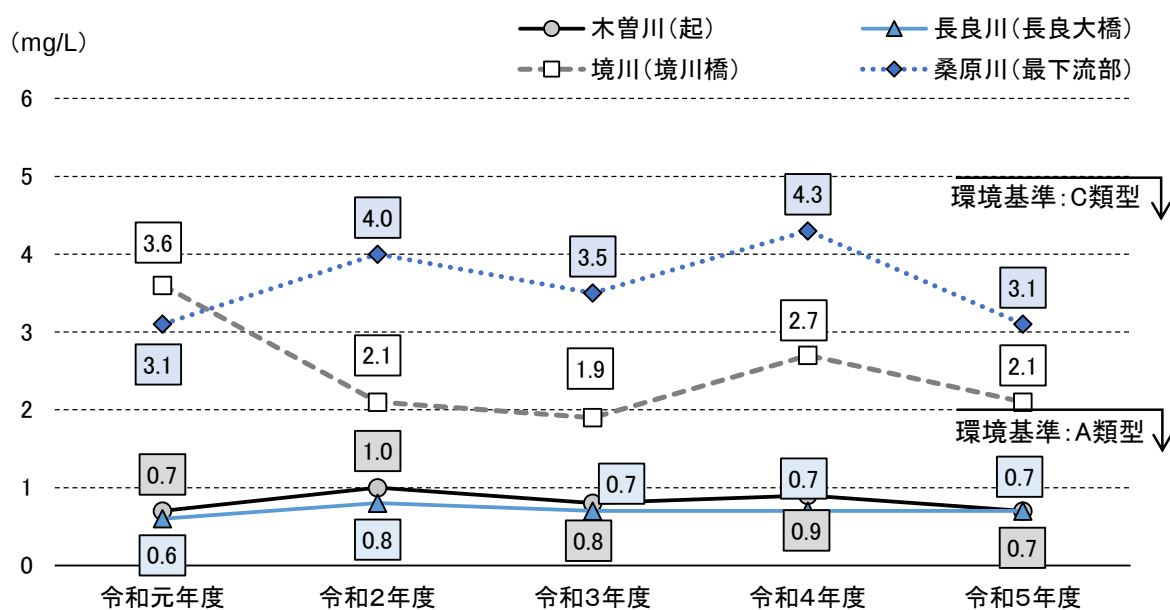
さらに水田や蓮田が多いことから、網の目のように用水路が広がっています。

木曽川と長良川は環境基準のA類型（環境基準値 2 mg/L以下）に指定されており、過去5年間のBOD75%値をみると、概ね 1 mg/L未滿と良好な水質を維持しています。

境川と桑原川は全域がC類型（環境基準値 5 mg/L以下）に指定されており、ともに過去5年間では環境基準を達成しています。

また、近年の傾向としては令和2年度以降、境川（1～2 mg/L台）が桑原川（3～4 mg/L台）より低い値で推移しています。

【BOD75%値の推移（岐阜県水質調査）】



資料：岐阜県環境白書

②市内の水質調査

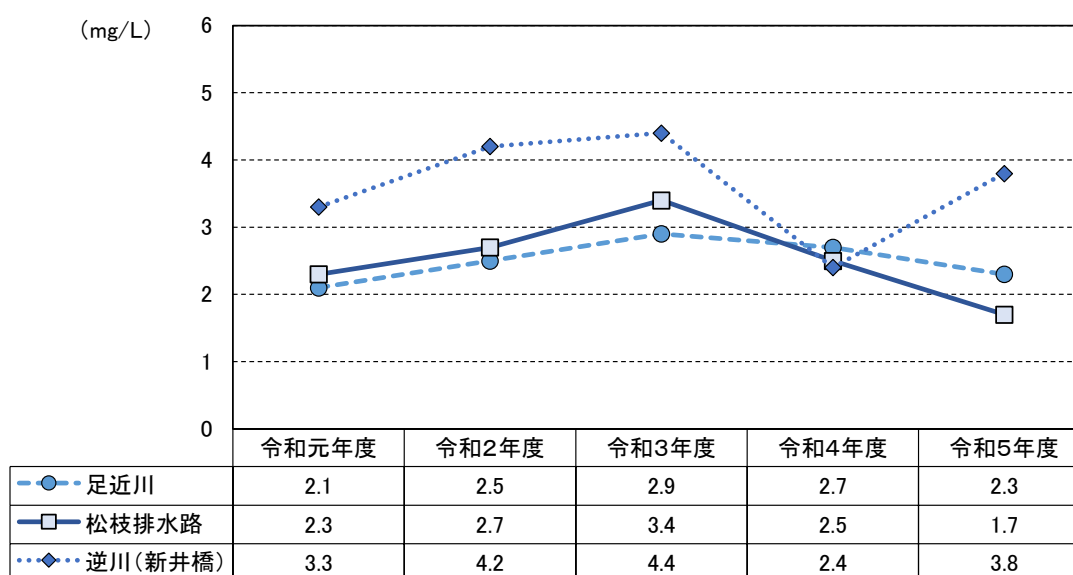
本市の公共用水域の水質を把握するため、下表に示す3つの河川等において定期的に水質調査を実施しています。

足近川、松枝排水路及び逆川のBOD75%値をみると、2021（令和3）年度まではいずれも増加傾向となっていました。2021（令和3）年度と2022（令和5）年度を比較するといずれも減少しています。

【水質調査実施場所】

河川名称	調査地点	類型
足近川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
松枝排水路	小熊町島（神明神社 南）	類型指定なし
逆川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
	新生町1丁目（新生橋）	
	竹鼻町下町2丁目（蓮見橋）	
	竹鼻町蜂尻（神明橋）	
	正木町新井（新井橋）	

【BOD75%値の推移（羽島市水質調査）】



資料：羽島市生活環境課

(3) 動植物

① 希少種の保全状況

イタセンパラ※は国の天然記念物に指定されており、日本固有種の魚です。濃尾平野ではかつて、多くの水系に生息していましたが、生息条件が著しく悪化した結果、現在では絶滅危惧種に指定されています。

国土交通省木曽川上流河川事務所が2008（平成20）年に実施した「河川水辺の国勢調査」等において、木曽川の両岸（羽島市及び愛知県一宮市）で15年ぶりに生息が確認されました。

本市では、国の天然記念物の保護・保全を通して環境学習を進め、希少野生動物等の保護意識の醸成を図りたいとの思いから、2014（平成26）年度からイタセンパラの普及に係る事業を行ってきました。

イタセンパラを地域の宝として地域の皆さんで守っていくために、2018（平成30）年度から「羽島市イタセンパラサポーター」を募集し、その保全活動に取り組んでおり、2024（令和6）年度末の登録者数は400名を超えています。

【羽島市イタセンパラサポーター】

<活動内容>

主に、次の3つの活動を行います。

- ・イタセンパラの周知、普及等の啓発活動
- ・イタセンパラ生息域の見回り活動
- ・イタセンパラに関する環境保全活動、研修会、勉強会等への参加

<サポーター資格>

次の条件に該当する方は

どなたでも参加いただけます。

- ・目的に賛同して活動ができる者
- ・ボランティアとして活動意欲がある者
- ・次のいずれかに該当する者

ア 羽島市内に在住、在勤又は在学している

イ 市又は木曽川水系イタセンパラ保護協議会が開催する環境保全活動、研修会等に参加できる

※イタセンパラ

コイ科タナゴ亜科に属し、その生息は木曽川水系や淀川水系及び富山平野の3カ所に分布するが、それぞれ生息地は限定的で個体数も減少しており絶滅が危惧されている魚類。天然記念物（文化庁・文化財保護法）及び国内希少野生動植物種（環境省・種の保存法）に指定。

イタセンパラ



イタセンパラの群泳



写真：世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ

②外来生物

岐阜県では、国内で定着が確認されており、生態系への影響のほか、人に危害を与える、あるいは農林水産業に影響があるとされる12種類の外来生物を対象種とした特定外来生物生息分布調査を行っています。調査の結果、市内では6種類の外来生物が確認されています。

【市内で確認された外来生物】

- 哺乳類：アライグマ、ヌートリア
- 爬虫類：カミツキガメ、ミシシッピーアカミミガメ（※特定外来生物ではない）
- 魚類：該当なし
- 無脊椎動物：セアカゴケグモ
- 植物種：オオキンケイギク

資料：特定外来生物生息分布調査結果（岐阜県）

③植物

市域全体に「水田雑草群落」が広がっています。名神高速道路から北側の市役所周辺では「市街地」が多く、木曽川・長良川沿いの高水敷には「牧草地」が見られます。

(4) 騒音

騒音に関する環境基準の達成状況を把握するため、一般地域と新幹線沿線地域では岐阜県の調査実施要領に基づいて騒音調査を行っています。

一般地域の騒音状況の推移を見ると、いずれも基準値を達成しています。

新幹線沿線の騒音状況について、舟橋町はともに基準値を達成しており、下中町、上中町はともに基準値前後を推移しています。

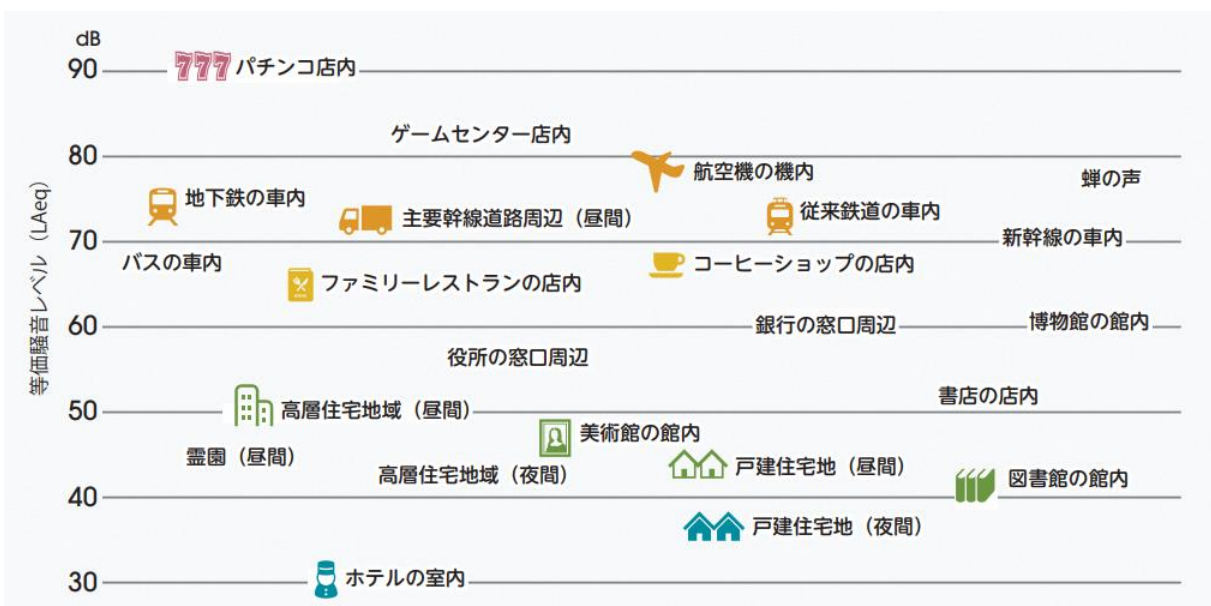
【騒音状況の推移】

(単位: dB)

	基準	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一般地域						
天王第2公園 (小熊町天王3丁目52番地)	55	44	43	44	44	48
八剣神社 (竹鼻町神楽3327番地2)	60	47	44	48	47	49
羽島中学校南 (足近町7丁目515番地)	55	49	48	49	49	52
新幹線鉄道騒音の測定結果(25m地点)						
下中町加賀野井	70	70	72	72	71	72
上中町長間字村前 556-1	70	69	69	69	71	72
舟橋町 5-37	75	72	70	72	71	73
舟橋町 3	75	71	71	75	71	72

資料：羽島市の環境、岐阜県環境白書

【騒音の目安】



資料：「生活騒音」環境省パンフレット

(5) 振動

振動については、自動車や鉄道等以外に、建設作業や工場・事業場等を発生源とするものもあります。

市内では近年、規制のかからない施設を発生源とする通報事例が増えていますが、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度にかけて、改善勧告等を出した事例はありません。

(6) 異臭

本市では、特定悪臭物質（アンモニア等22物質）の濃度で、事業場から発生する悪臭を規制しています。

2014（平成26）年度から2023（令和5）年度にかけて、改善勧告等を出した事例はありません。

(7) ごみ処理・リサイクル

①ごみ排出量実績の推移

2019（令和元）年度から5年間のごみ量実績の推移を見ると、2022（令和4）年度以降、可燃ごみ・資源物・不燃ごみ、いずれも減少傾向となっています。

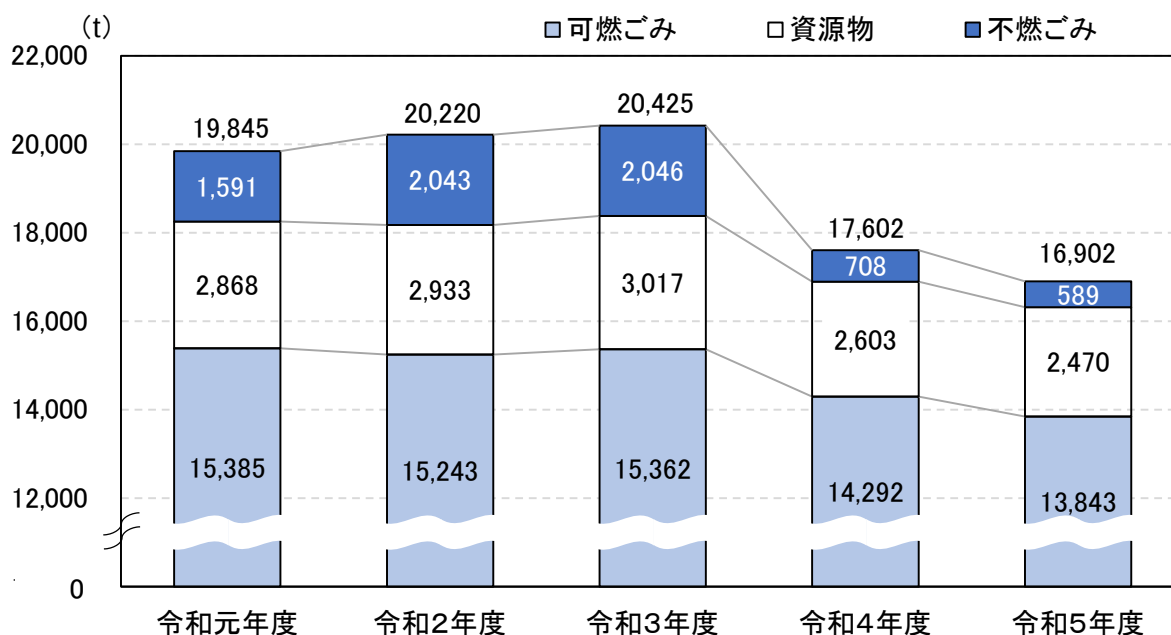
【ごみ排出量実績】

（単位：t）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	処理量	家庭系	10,370.17	10,663.42	10,621.34	9,548.68	9,113.46
		事業系	5,014.75	4,580.06	4,740.68	4,743.04	4,729.15
	合 計		15,384.92	15,243.48	15,362.02	14,291.72	13,842.61
資源物	紙類	収集	451.50	481.29	508.53	433.82	364.62
		資源物ストックヤード	188.73	205.46	210.77	186.42	177.18
	カン	収集	92.98	104.18	101.91	69.58	62.83
		資源物ストックヤード	15.02	16.87	17.03	16.60	16.59
	ビン	収集	249.60	251.98	243.79	214.94	205.58
		資源物ストックヤード	45.78	47.97	49.05	52.36	52.48
	ペットボトル	収集	97.47	106.17	106.07	96.84	89.38
		資源物ストックヤード	22.74	24.78	25.70	24.80	27.09
	有害物収集量		22.75	24.52	24.70	18.21	17.77
	有害物(資源物ストックヤード)		3.35	3.98	4.52	4.02	4.04
	古着(資源物ストックヤード)		26.25	26.87	48.70	26.87	24.01
	廃食用油(資源物ストックヤード)		1.51	1.59	1.52	1.07	1.39
	プラスチック類	容器包装収集	440.00	475.10	735.72	487.70	447.59
		資源物ストックヤード	51.03	40.60	46.18	51.78	54.29
		その他プラ収集	160.65	194.07	262.13	72.28	89.92
		資源物ストックヤード	15.62	20.43	24.27	19.60	21.38
	緑ごみ		347.59	360.98	326.00	372.05	375.06
	事業系	紙類	354.28	310.66	334.35	289.81	285.82
		カン	87.23	78.36	75.56	75.33	80.69
		ビン	62.35	42.41	39.71	44.48	43.80
		プラ・PET	131.91	115.06	117.40	136.19	140.06
	合計		2,868.34	2,933.33	3,017.21	2,602.87	2,470.27
不燃ごみ	破碎残渣		366.18	679.30	420.92	245.30	170.42
	廃プラスチック		354.69	289.97	—	—	—
	金属性粗大		510.75	646.83	920.57	280.63	276.38
	可燃性粗大(布団含む)		359.86	427.16	704.01	181.70	142.57
	合計		1,591.48	2,043.26	2,045.50	707.63	589.37
総計			19,844.74	20,220.07	20,424.73	17,602.22	16,902.25

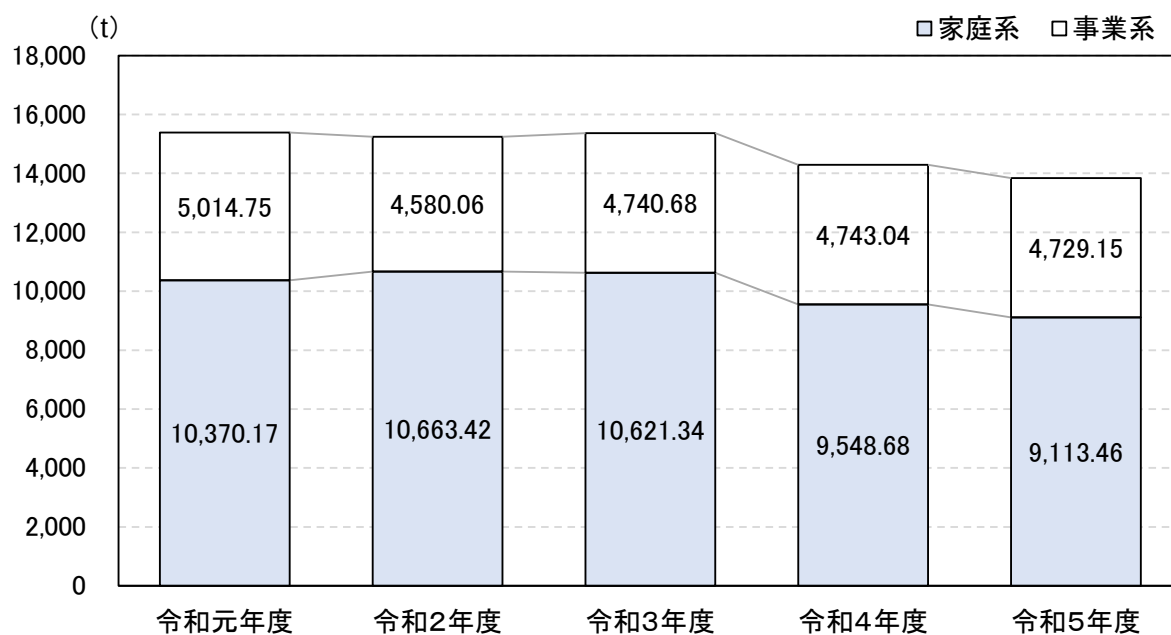
資料：羽島市の環境

【ごみ排出量実績の推移】



可燃ごみのうち、家庭系ごみの占める割合は3分の2程度で推移していますが、2020（令和2）年度以降、事業系ごみの占める割合が増加しています。

【可燃ごみ量の推移】



②リサイクル

資源物については、1992（平成4）年度のビン、カン、有害物（蛍光灯、電池等）の分別収集を開始し、ペットボトル、プラスチック類、紙類の品目拡大を行うとともに、2010（平成22）年度から、従来は燃やせるごみとして処理していた剪定枝や竹、草、葉を「緑ごみ」、プラスチック類を「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」に分けて分別収集しています。

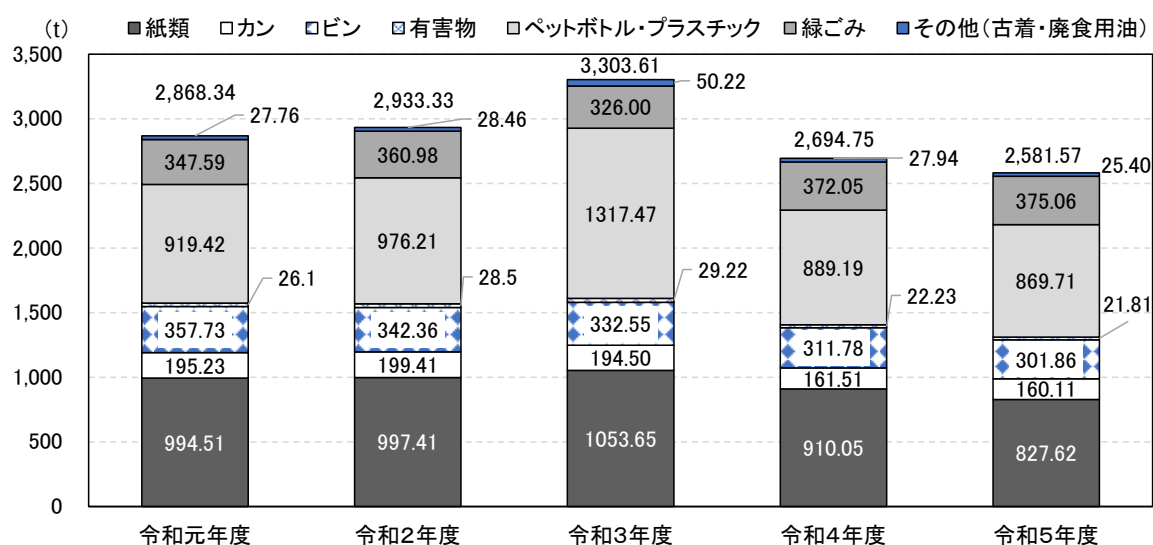
さらに、大切な資源を回収し、リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化及び省資源化につなげるため、ビン、カン、ペットボトル、新聞紙、雑誌等19品目の資源物を市民が直接持ち込むことができる施設として、2009（平成21）年度には、羽島市資源物ストックヤードの稼働を始めています。

2021（令和3）年10月からは家庭系ごみ有料化に伴い、不燃ごみの受け入れも開始し、資源物19品目に加え不燃ごみ、羽毛布団、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、使用済みコンタクトレンズの空ケースも回収しています。

【羽島市資源物ストックヤード】



【資源物回収の推移】



資料：羽島市の環境

(8) し尿処理・生活排水処理

本市の生活排水処理形態の推移をみると、本市の水洗化・生活雑排水処理人口の約半数は公共下水道、残りの半数は合併処理浄化槽となっており、2023（令和5）年度時点の生活排水処理率は75.0%となっています。

【生活排水処理形態別人口の推移】

（単位：人）

区分／年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	67,484	67,241	66,920	66,729	66,412
水洗化・生活雑排水処理人口	45,692	46,551	47,806	48,909	49,818
公共下水道人口	23,099	23,545	24,308	25,069	25,636
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	22,593	23,006	23,498	23,840	24,182
水洗化・生活雑排水未処理人口	17,749	16,865	15,643	14,388	13,217
単独処理浄化槽人口	17,749	16,865	15,643	14,388	13,217
非水洗化人口	4,043	3,825	3,471	3,432	3,377
し尿収集人口	4,043	3,825	3,471	3,432	3,377
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	67.7	69.2	71.4	73.3	75.0

資料：羽島市の環境

本市では公共下水道として羽島市浄化センターが2000（平成12）年に供用を開始しており、公共下水道の普及率は年々増加しています。2023（令和5）年度における普及率は53.5%と5割を超えていますが、同じ年度の全国平均（81.4%）や岐阜県平均（78.2%）と比較すると低い数値となっています。

【公共下水道の整備状況】

	行政区分	処理区域		普及率
	住基人口(人) A	使用開始人口(人) B	供用開始面積 (ha)	B/A(%)
令和元年度	67,484	33,497	1,002.87	49.6
令和2年度	67,241	34,221	1,022.26	50.9
令和3年度	66,920	34,441	1,032.43	51.5
令和4年度	66,729	34,949	1,045.79	52.4
令和5年度	66,412	35,560	1,064.14	53.5

資料：羽島市の環境

(9) 公害状況・環境に関する通報

環境省へ報告した市内の公害件数の推移を見ると、公害事案通報としては、騒音に関するものが多くなっています。

2023（令和5）年度の廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報は74件となっています。

不法投棄の通報件数は114件で、「カン、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの」や「家電、家具、寝具等の粗大ごみ」に関する通報が多数を占めています。

美しいまちづくり条例に関する相談は「ふん害防止」と「不法投棄防止」がともに29件、「ポイ捨て禁止」が20件となっています。

【通報（対応）件数の推移】

項目		令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公害事案通報						
典型7公害	大気汚染	0	0	0	0	0
	水質汚濁	1	7	10	7	4
	土壌汚染	1	0	0	0	0
	騒音	1	7	5	9	10
	振動	0	2	1	9	2
	悪臭	2	3	6	4	2
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	合計	5	19	22	29	18
廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報		75	108	67	100	74
不法投棄通報件数						
	家庭生活における生ごみ	29	34	51	44	0
	紙くず、ぼろきれ等粗大ごみ以外のごみ	9	10	8	2	2
	カン、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの	46	52	79	60	63
	家電、家具、寝具等の粗大ごみ	51	42	54	62	49
	その他の一般廃棄物	17	28	24	0	0
	産業廃棄物	13	4	4	0	0
	合計	165	170	220	168	114
美しいまちづくり条例に関する相談						
環境美化看板 支給枚数	ふん害防止	15	42	27	32	29
	ポイ捨て禁止(R3から取扱)	—	—	25	21	20
	野焼き禁止(R5から取扱)	—	—	—	—	2
	不法投棄防止	67	59	46	59	29
	合計	82	101	98	112	80
管理指導を行った雑草繁茂地件数※		289	324	264	298	207
その他		74	73	63	92	111

※他部門対応分を除く。

資料：羽島市の環境

2-4 環境に関する市民意識

市民や事業者の環境に関する意識や行動を把握することを目的とし、前回計画策定時（令和元年9月～10月）に市民アンケート及び事業者アンケートを行いました。

（1）調査概要

①市民アンケート

調査対象者：市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人
回収結果：回収数は520通

②事業者アンケート

調査対象者：羽島商工会議所会員企業 1,500 事業所
回収結果：回収数は16通

（2）調査結果の見方

- ◇グラフ中の「n」はアンケート回答者のサンプル数（件数）を示します。
- ◇グラフ・表中の集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

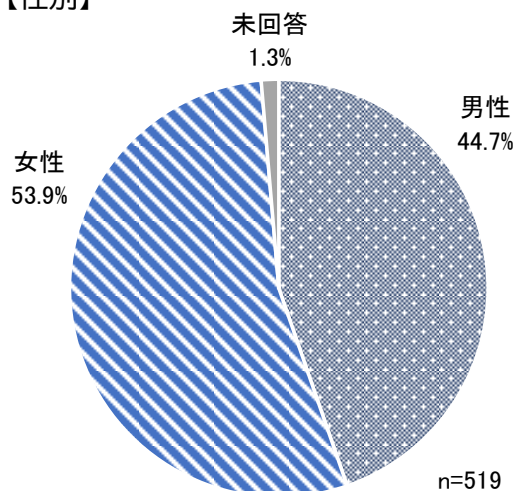
（3）市民アンケート調査結果（一部抜粋）

①属性

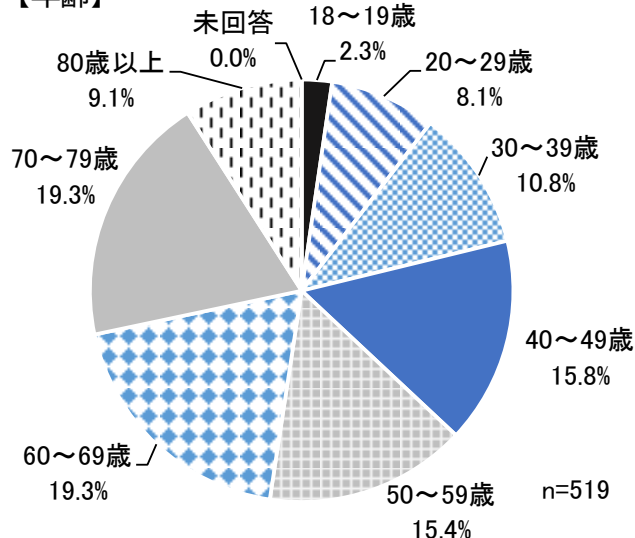
回答者の性別は、「男性」が44.7%、「女性」が53.9%でした。

回答者の年齢は、「60歳代」「70歳代」がともに19.3%で最も多く、合計で38.6%を占めています。

【性別】



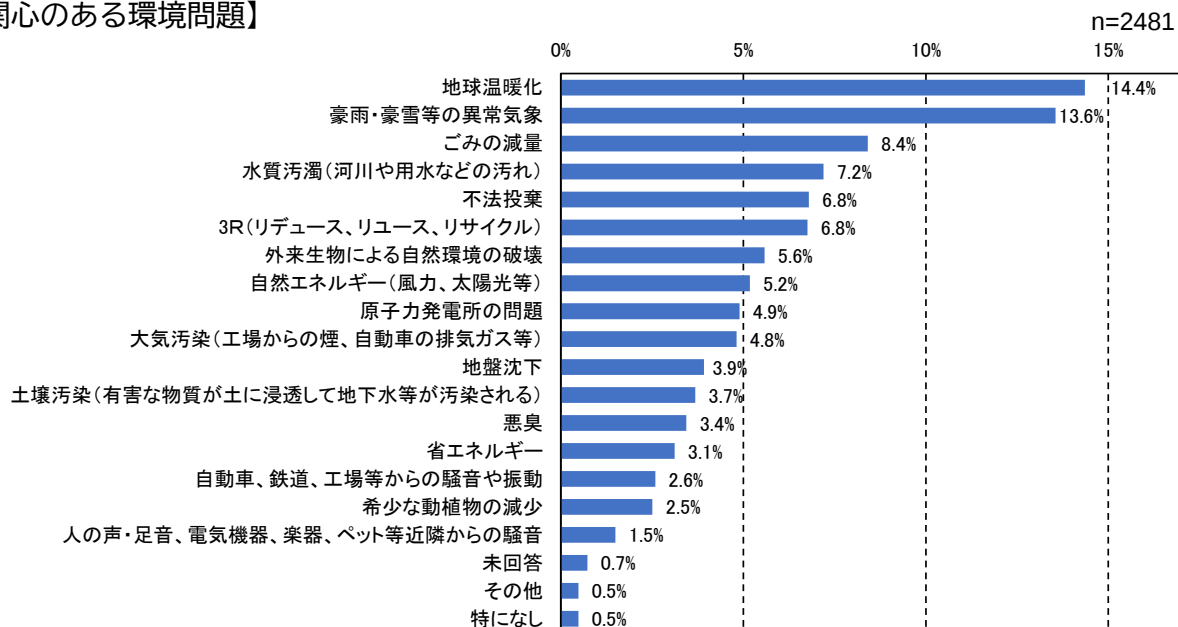
【年齢】



②環境問題の意識について

回答者が関心のある環境問題は、「地球温暖化」が14.4%と最も多い結果になっています。

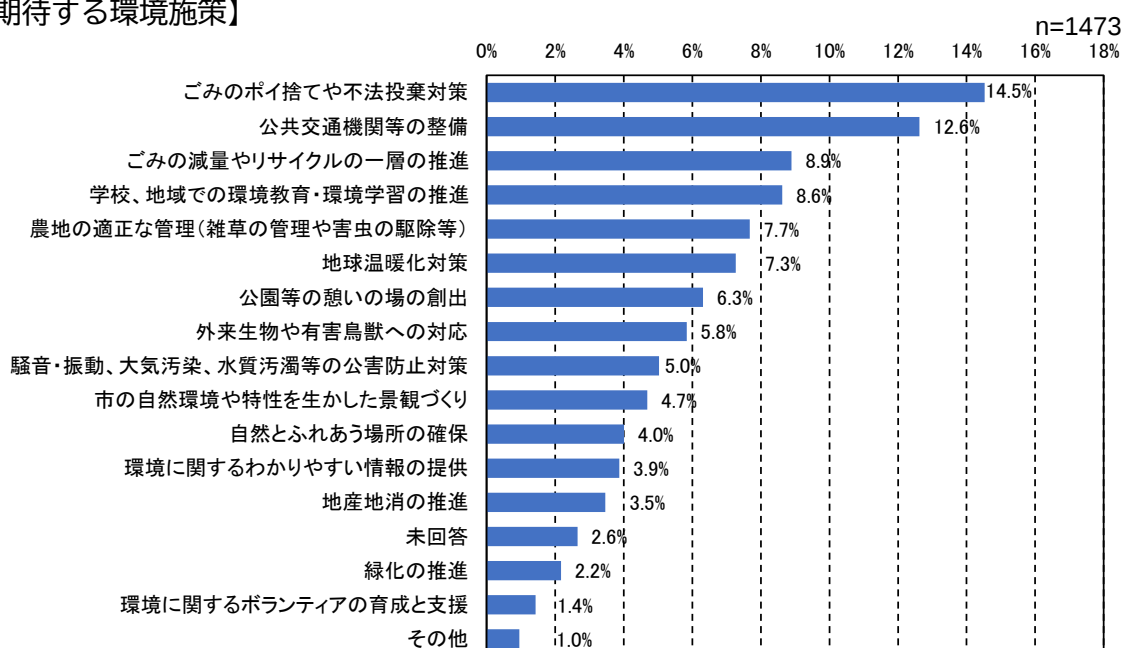
【関心のある環境問題】



③本市に期待する環境施策について

回答者が本市に期待する環境施策は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が14.5%と最も多く、次いで「公共交通機関等の整備」が12.6%と多い結果となっています。

【本市に期待する環境施策】



(4) 事業者アンケート調査結果（一部抜粋）

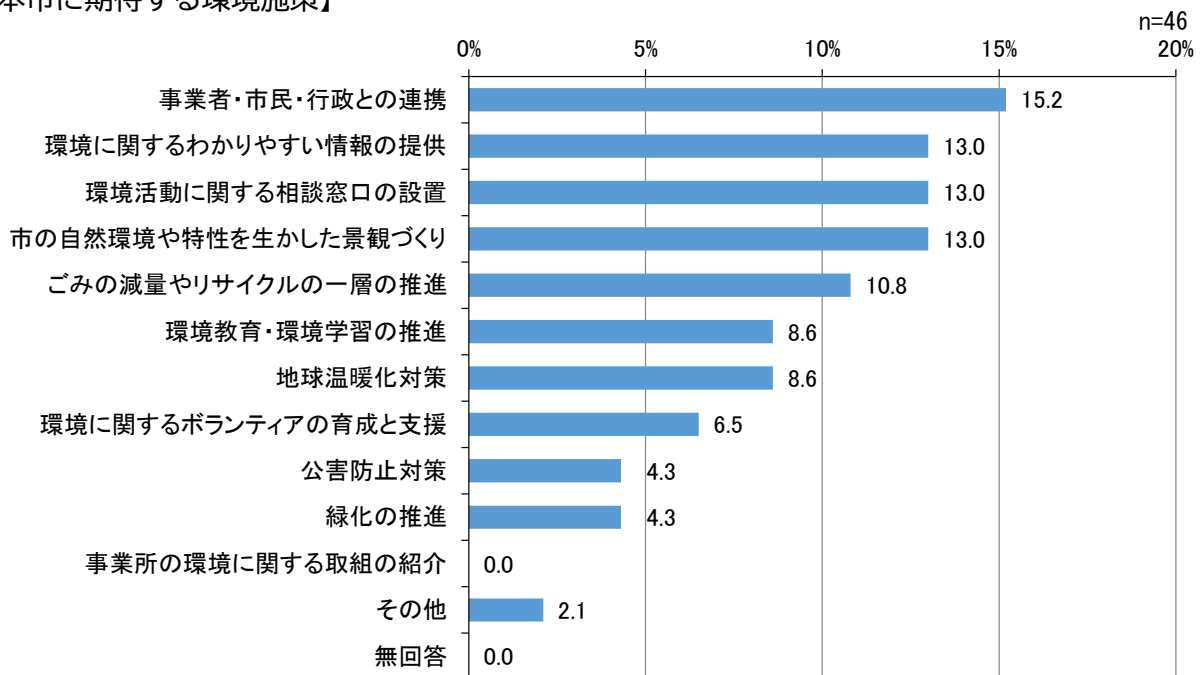
①業種

回答者の業種は、「製造加工業」及び「サービス業」が31.2%と多く、次いで「その他」が18.7%、「建設業」が12.5%となっています。

②本市に期待する環境施策について

本市に期待する環境施策は、「事業者・市民・行政との連携」が15.2%と最も多く、次いで「環境に関するわかりやすい情報の提供」、「環境活動に関する相談窓口の設置」「市の自然環境や特性を生かした景観づくり」がそれぞれ13.0%となっています。

【本市に期待する環境施策】



【事業者・市民・行政との連携】

画像掲載予定

2-5 計画の進捗状況

(1) 環境基本計画

①目標指標

2021（令和3）年度3月策定の環境基本計画で設定された環境施策の目標指標について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：目標に達した

B：目標に達していないが、改善がみられた

C：改善・変化なし

D：判定不能

【各分野における達成状況】

基本目標	指標	基準値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成 状況
1. 環境意識の向上	市内小中学校・義務教育学校での環境教育の実施	教科指導や総合的な学習の時間の中の実施	各教科や総合学習の時間を活用し13校で実施	調べ学習や体験的な学習等を取り入れた環境学習の実施	A
	アダプトプログラム※登録数	6件	19件	10件以上	A
	市ホームページ（環境サイト）アクセス数	36,012回	判定不可（注）	39,600回以上	D
2. 快適な生活環境	下水道供用開始区域面積割合	66.8%	72.8%	78.0%以上	B
	生活排水処理率	64.9%	70.4%	71.4%以上	B
	桑原川のBOD（生物化学的酸素要求量）の年間観測データの75%値	5mg/L以下	3.1mg/L (2023年度)	5mg/L以下	A
	騒音に係る環境基準（住居地域）	A・B地域： 55dB以下 C地域：60dB以下	A・B地域： 55dB以下 C地域：60dB以下	A・B地域： 55dB以下 C地域：60dB以下	A
	市民一人当たりの都市公園面積	7.55m ² /人	7.79m ² /人	7.65m ² /人以上	A
	特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数（累計）	3件	7件	9件以上	C
3. 循環型社会の形成	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（可燃ごみ）	419.9g/人・日	361g/人・日	405.2g/人・日以下	A
	不法投棄発生件数	165件	146件	165件以下	A

注：市のホームページの仕様変更により閲覧のカウントが不可となったため。

※アダプトプログラム

アダプト（adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」という意味を持ち、道路や公園などの公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政が支援する制度

基本 目標	指標	基準値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成 状況
4. 自然との共生	担い手への農地集積率	35.0%	44.2%	78.0%以上	B
	GAP認証取得経営体数	1 経営体	0 経営体	2 経営体以上	B
	市特産品目数	3 品	8 品	5 品以上	A
	羽島市 イタセンパラ サポーター数	168人	439人	185人以上	A
5. 脱炭素 社会の 実現	温室効果ガス（CO ₂ ） 排出量（羽島市施設）	10,781t-CO ₂	5,180t-CO ₂	現状値対比 5%以上の削減	A
	公用車のガソリン使用量（消防・上下水道部を除く）	ガソリン：31,395L 軽油：3,568L	ガソリン：24,502L 軽油：3,568L	現状値対比 5%以上の削減	A
	コミュニティバスの 年間乗車人数	101,343人 (2018年10月～2019年9月)	96,084人 (2023年10月～2024年9月)	102,000人以上 (2024年10月～2025年9月)	B

■評価の概要

目標指標に対する、2024（令和6）年度の実績についてみると、18の指標の内、『目標に達した』指標は11指標（61.1%）、『目標に達していないが、改善がみられた』指標は5指標（27.8%）、『改善・変化なし』の指標は1指標（5.6%）、『判定不能』の指標は1指標（5.6%）となっています。

『目標に達した』指標では、「アダプトプログラム登録数」（目標10件以上／実績19件）、「羽島市イタセンパラサポーター数」（目標185人以上／実績439人）が大幅に目標値を上回っていることから環境に対するボランティア活動への意識の高さが伺えます。

『目標に達していないが、改善がみられた』指標についてみると、「下水道供用開始区域面積割合」「生活排水処理率」といった下水に係る項目や「担い手への農地集積率」といった農業に係る項目、「コミュニティバスの年間乗車人数」といった公共交通網に関する項目が目立つことから、これらの項目に対しては、更なる改善が必要であると想定されます。

一方、『改善・変化なし』指標についてみると、「特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数」となっており、空家に対する啓発活動の充実が必要であると考えられます。

②施策

2021（令和3）年度3月策定の環境基本計画で設定された環境施策の進捗状況について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：計画通り進行中

B：計画未達

C：計画期間中に廃止

D：取組み実績なし

【各分野における達成状況】

基本目標	方針 目標数 割合	A 計画通り	B 計画未達	C 廃止	D 実績なし	合計
		79	3	2	2	86
		91.9%	3.5%	2.3%	2.3%	100.0%
1. 環境意識の 向上	① 環境学習・ 環境教育の推進	6				6
		100.0%				100.0%
	② 環境保全活動の 推進	4				4
		100.0%				100.0%
2. 快適な 生活環境	③ 環境情報の発信	4				4
		100.0%				100.0%
	① 快適な生活環境の 保全	9	1			10
		90.0%	10.0%			100.0%
3. 循環型社会 の形成	② 安全・安心な まちづくりの推進	8		1（完了）	1	10
		80.0%		10.0%	10.0%	100.0%
	① 5R運動の推進	10				10
		100.0%				100.0%
4. 自然との 共生	② 廃棄物の適正処理 の推進	10				10
		100.0%				100.0%
	① 自然環境の保全	8	2	1（完了）		11
		72.7%	18.2%	9.1%		100.0%
5. 脱炭素社会 の実現	② 生物多様性の保全	4				4
		100.0%				100.0%
	① 自然環境の保全	7				7
		100.0%				100.0%
5. 脱炭素社会 の実現	② 再生可能 エネルギーの普及	6				6
		100.0%				100.0%
	③ 省資源・ 省エネルギーの推進	3			1	4
		75.0%			25.0%	100.0%

■達成状況の概要

施策の達成状況については、86施策のうち、『計画通り進行中』が79施策(91.9%)、『計画未達』が3施策(3.5%)、『計画期間中に廃止』が2施策(2.3%)、『取り組み実績なし』が2施策(2.3%)となっています。

基本目標1 環境意識の向上

全ての施策について『計画通り』となっていますが、②環境保全活動の推進においては、今後、指導者の確保や企業との連携強化がより必要になると考えられます。

基本目標2 快適な生活環境

20施策のうち、『計画通り』が17施策、『計画未達』が1施策、『廃止』が1施策、『実績なし』が1施策となっています。

『計画未達』の1施策は①快適な生活環境の保全における「公共下水道の共用開始区域内の普及率の向上」で、下水道整備による面積は増加しているものの目標値まで至らなかったことが要因となっています。

『廃止』の1施策は②安全・安心なまちづくりの推進における「旧北部学校給食センター用地への公園整備」で、令和3年に公園整備が完成したため完了となっています。『取り組み実績なし』の1施策は②安全・安心なまちづくりの推進における「景観教育・学習の推進」で、環境学習が充実しつつある中、景観を切り口とした教育・学習についての内容設定が難しいため廃止予定となっています。

基本目標3 循環型社会の形成

全ての施策について『計画通り』となっており、中でも①5R運動の推進における「家庭系ごみの有料化」については、有料化前と有料化後で可燃ごみ処理量の削減率(約20%減)、不燃及び粗大ごみ処理量の削減率(約70%減)とともに大きな成果が見受けられます。

基本目標4 自然との共生

15施策のうち、『計画通り』が12施策、『計画未達』が2施策、『廃止』が1施策となっています。

『計画未達』は2施策ともに①自然環境の保全における施策となっており、1つは「農地の集積・集約の促進」で農地集積が一定程度進んだことにより、単年度での集積率の大幅な増加は見込みづらい状況となっています。もう1つは「国際水準GAP認証取得」で、環境に配慮した農家が増加している中GAP認証取得までには至っていないことが要因となっています。

基本目標5 脱炭素社会の実現

17施策のうち、『計画通り』が16施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は③省資源・省エネルギーの推進における「ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進」で、新規購入がなかったため、実績がない結果となっています。

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

①施策

2022（令和4）年度3月策定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で設定された二酸化炭素排出量削減に向けた施策の進捗状況について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：計画通り進行中

B：計画未達

C：計画期間中に廃止

D：取組み実績なし

【各分野における達成状況】

基本目標	基本施策 目標数 割合	A 計画通り	B 計画未達	C 廃止	D 実績なし	合計
		37			4	41
		90.2%			9.8%	100.0%
1. 省エネルギー対策の推進	① 省エネルギー建物・設備等の普及	8			1	9
		88.9%			11.1%	100.0%
	② 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進	1				1
		100.0%				100.0%
2. 再生可能エネルギーの利用促進	① 再生可能エネルギーの利用促進	3				3
		100.0%				100.0%
3. 地球温暖化対策に対する意識向上	① 地球温暖化対策についての普及・啓発	7			1	8
		87.5%			12.5%	100.0%
	② 環境学習・環境教育への積極的な実施及び連携の推進	5				5
		100.0%				100.0%
4. 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進	① ごみの減量化・資源化の推進	7				7
		100.0%				100.0%
	② 緑地保全と緑化の推進	1				1
		100.0%				100.0%
	③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス発生対策	1			1	2
		50.0%			50.0%	100.0%
5. 低炭素な交通ネットワークの形成	① 公共交通機関の積極利用・利便性の向上	3				3
		100.0%				100.0%
	② 低燃費車、電気自動車の利用促進				1	1
					100.0%	100.0%
	③ 自動車利用時の二酸化炭素排出量の低減	1				1
		100.0%				100.0%

■達成状況の概要

施策の達成状況については、41施策のうち、『計画通り進行中』が37施策（90.2%）、『取組み実績なし』が4施策（9.8%）となっています。

基本目標1 省エネルギー対策の推進

10施策のうち、『計画通り』が9施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は①省エネルギー建物・設備等の普及の「クールスポット・ウォームスポットの設置・利用等」で、本市ではクールスポット・ウォームスポットがなく、改正気候変動適応法によるクーリングシェルターを設置しているため当該施策は廃止予定となっています。

基本目標2 再生可能エネルギーの利用促進

全ての施策について『計画通り』となっていますが、①再生可能エネルギーの利用促進における「太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進」では、今後、太陽光発電設備に関する補助金がなくなる可能性が高く、市民等への再生可能エネルギーの導入支援や普及啓発が停滞することが想定されます。

基本目標3 地球温暖化対策に対する意識向上

13施策のうち、『計画通り』が12施策、『実績なし』が1施策となっています。『計画通り』の施策における②環境学習・環境教育への積極的な実施及び連携の推進では、HOYA株式会社アイケアカンパニーとSDGs推進に関する協定に基づいた環境に配慮した活動等、事業者との連携も見受けられます。

『実績なし』の1施策は①地球温暖化対策についての普及・啓発における「環境に配慮した行動の実践および普及啓発」で、グリーン購入や節電等が挙げられますが、他の施策項目と重なっているため廃止予定となっています。

基本目標4 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進

10施策のうち、『計画通り』が9施策、『実績なし』が1施策となっています。

『計画通り』の施策における①ごみの減量化・資源化の推進の「5R運動を推進」では、ホームページ上での雑がみ袋の作り方の掲載、リユースサイト「おいくら」を通じたリユースの促進等、ネットを活用した施策も広がりを見せています。

『実績なし』の1施策は③二酸化炭素以外の温室効果ガス発生対策における「フロン対策」となっていますが、フロン製品の生産全廃が既に決定されているため、今後は廃止予定となっています。

基本目標5 低炭素な交通ネットワークの形成

5施策のうち、『計画通り進行中』が4施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は②低燃費車、電気自動車の利用促進となっていますが、長距離の移動が減少している中、公用車の保有台数を見直す必要があり、次世代自動車の導入についても見直していることから、実績がない結果となっています。

2-6 本市の環境上の課題

(1) 市民・事業者・市の連携による環境意識の裾野の拡大

地球温暖化、廃棄物問題、自然破壊等、深刻化する環境問題を解決の方向に進め豊かな自然環境や良好な生活環境を次世代に引き継ぐためには、市だけではなく、市民、事業者等が連携して環境の保全・創出に取り組む必要があります。

市民アンケート調査においても、本市に期待する環境施策として「学校、地域での環境教育・環境学習の推進」が4位の項目となっています。

また、環境に対するボランティア活動となる、アダプトプログラム登録数（目標10件以上／実績19件）は目標値を大幅に上回っていることから、今後の広がり期待がもてます。

さらに、「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」と締結している東邦ガス株式会社等の関係企業との環境教育への意見交換やH0YA株式会社アイケアカンパニーとSDGs推進に関する協定に基づいた環境に配慮した活動等、事業者との連携を行い、環境意識の向上に寄与する資源の拡充が伺えます。

一方、市民アンケート調査、事業者アンケート調査では「環境に関するボランティアの育成と支援」が中～下位項目となっていることから、今後は、環境学習・環境教育への積極的な実施及び連携を推進するとともに、参加層を拡大する施策の充実が必要です。

(2) 安全・安心な暮らしの維持

快適な生活環境を維持するために良好に保つ事が必要な大気、水質、動植物、騒音、振動、異臭については、概ね基準値に適合しており、公害状況・環境に関する通報も減少傾向となっています。

一方「下水道供用開始区域面積割合」「生活排水処理率」といった下水に係る項目や「特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数」といった空家に対する項目については、指標目標値には至らず、さらなる改善が求められています。

今後は、土地や建物等を適正に管理するとともに、市民・事業者・市の協働による安全・安心な暮らしが維持・実感できるまちづくりが必要です。

(3) 廃棄物施策の深化

資源の枯渇、環境汚染、気候変動、廃棄物問題など様々な問題を深刻化させている大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした従来の経済システムについては、本市においてもその影響が色濃く出ています。環境への負荷をできる限り減らす循環型社会を目指すためには、廃棄物問題への対応が大きなウエイトを占めています。

市民アンケート調査や事業者アンケート調査においても、本市に期待する環境施策として「ごみの減量やリサイクルの一層の推進」がともに上位項目となっています。市では、可燃ごみ・資源物・不燃ごみいずれも減少傾向となっており不法投棄発生件数も減っています。

また「家庭系ごみの有料化」についても、有料化前と有料化後で可燃ごみ処理量の削減率（約20%減）、不燃及び粗大ごみ処理量の削減率（約70%減）とともに大きな成果が出てきています。

さらに、リユースサイト「おいくら」を通じたリユースの促進など、ネットを活用した施策の広がりも見受けられます。

市への期待値が高い「ごみの減量やリサイクルの一層の推進」に対して、今後は成功事例を踏まえ、廃棄物施策を深化させることにより、廃棄物の発生を抑えつつ、やむを得ず出た廃棄物についても資源として有効活用できるスキームの構築を進めていく必要があります。

(4) 多様な自然環境の保全育成

人の手を通じて形成・維持されてきた農地が、農業者の高齢化や後継者不足によって管理が滞り、荒廃が進むことで、自然環境と多様な生態系への影響が危惧されています。

本市においても「担い手への農地集積率」は4割台と5割を下回っており、農地の保全と管理について対策が求められています。

一方、イタセンパラをはじめとする貴重な生き物や河川環境等の保全に関しては、アダプトプログラム登録数や羽島市イタセンパラサポーター数の増加等、自然環境に対するボランティア活動への意識の高さが伺えます。

今後は、生物多様性の保全について強化・発展を推進するとともに、自然環境の保全における農地の担い手問題等も含んだ、複合的な課題については、部門間の横展開も見据えた施策の拡充が必要になると考えられます。

(5) 各部門に合わせた二酸化炭素排出量抑制施策の充実

本市は、持続可能なまちづくりの実現のため羽島市ゼロカーボンを宣言し、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

2022（令和 4）年度の二酸化炭素排出量は 342 千 t-CO₂ で、基準年度（2013（平成 25）年度）の 415 千 t-CO₂ に比べ 17.6%減少しています。二酸化炭素排出量の内訳は全国、岐阜県と比較すると、産業部門が少なく、運輸部門、家庭部門が多くなっています。

運輸部門に着目すると、交通の状況では、公共交通機関の利用者はコロナ禍前の数値にまで戻っていない中、車両の保有台数は増加傾向となっており、公共交通機関から車へシフトしている様子が見受けられます。

また、市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として「公共交通機関等の整備」が上位項目となっています。

今後は、二酸化炭素排出量において総量の削減の施策を推進するとともに、各部門の特性に合わせた施策のアプローチが必要であると考えられます。

第3章 望ましい環境像と基本目標

3-1 望ましい環境像

「羽島市環境基本条例」に規定する基本理念に基づき、関連計画や環境の現状、市民や事業者へのアンケート結果を踏まえ、本市が目指す望ましい環境像を設定しました。

「羽島市環境基本条例」の基本理念は次のとおりです。

1. 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

また、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」では、「次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまち」を目指し、『未来へつながる スマイル羽島』を将来の本市の姿（将来都市像）としています。

これらを踏まえ、市民が健康で文化的な生活を営むことができる未来をイメージでき、市民・事業者及び市がお互いに協力して環境の保全及び創出していく誰もが住み良いまちを目指し、次のとおり前回計画で掲げた本市の望ましい環境像を継承します。

望ましい環境像

心安らぐ環境にやさしいまち はしま

～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～

3-2 基本目標

本市の環境課題を解決し、「望ましい環境像」を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。そのため本市の環境上の課題を踏まえ、「環境意識の向上」「快適な生活環境」「循環型社会の形成」「自然との共生」「脱炭素社会の実現」の5つの基本目標を掲げ、市民・事業者及び市の各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取組みを進めていきます。

(1) 環境意識の向上

本市の豊かな自然環境や良好な生活環境は、家庭・学校・職場・地域、その他あらゆる場において、環境を守るための知識を習得し、理解を深めてきたことにほかなりません。

一方、環境に対する取組みについては、必要性は認識されているものの実際に行動に移すのは難しい傾向にあります。そのため環境意識の高い市民だけでなく、幅広く啓発や取組みを推進することにより、環境の保全及び創出に関する活動を行う意識を一層高め、環境行動力の高い人づくりを進めるまちを目指します。

(2) 快適な生活環境

事業活動に伴う大気・水質への影響や生活排水、騒音、悪臭など身近な環境問題については、地域の安心・安全につながる課題です。

安全・安心な生活環境を維持し、次世代に引き継ぐため、市民・事業者・市の協働による大気・水質・騒音等の環境基準の達成を進めるとともに、さらなる改善により安全・快適な生活環境を維持できるまちを目指します。

(3) 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は私たちの暮らしを便利で豊かなものにしてきた一方で、環境に多大な負荷を与え深刻化しています。

資源は有限であるとの理解を深め、ごみの減量・再利用及び再資源をはじめ、廃棄物の適正処理等、資源の有効活用に取り組み、環境にやさしい循環型社会へと発展するまちを目指します。

(4) 自然との共生

良好な自然環境は、生態系が有する多様な機能を発揮し、気候変動対策等、様々な社会課題の解決に寄与するとされています。

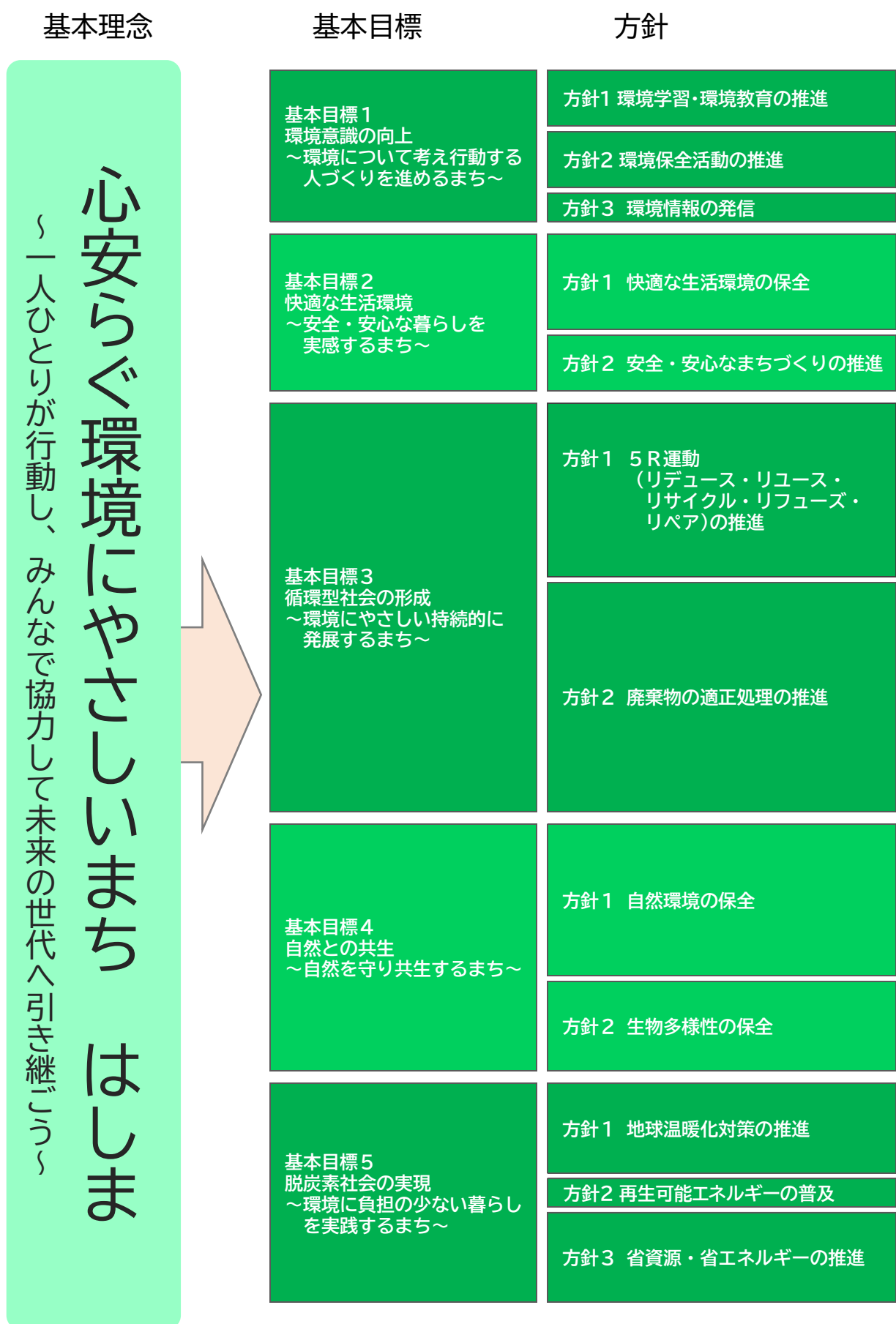
本市においては、人口減少や担い手不足から、農地などの多面的機能の維持が困難になってきています。豊かな自然環境を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく利活用することで循環の仕組みを構築していくとともに、生物多様性の保全に取り組むことで、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を守り育てるまちを目指します。

(5) 脱炭素社会の実現

本市では、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入や再エネ電力への切替等、市が率先して取組みを進めるとともに、市民や事業者へ再エネ電力や環境負荷の低い電力の利用促進を図り、環境に負荷の少ない暮らしを実践することにより、温室効果ガスの排出を抑え、脱炭素社会を実現するまちを目指します。

3-3 施策体系



施策

主な取組み

環境学習・環境教育の推進

- ①学校における環境学習・環境教育の推進
- ②地域における環境学習・環境教育の推進

環境保全活動の推進

- ①市民等の参画・協働による環境保全活動の推進
- ②人材の確保

環境に対する理解・関心度の向上

- ①幅広い環境情報の提供

大気・騒音環境等の保全

- ①良好な大気・騒音環境等の確保

水環境の保全

- ①良好な水環境の確保 ②生活排水処理の適正化

公害に関する対応

- ①公害等通報事案への適切な対応

快適な住環境の形成

- ①環境美化の推進 ②良好な景観形成
- ③緑化の推進 ④空き家の適切な管理

ごみの減量化

- ①食品ロスの削減 ②家庭系ごみの有料化の実施

ごみの資源化

- ①プラスチックごみの資源化推進
- ②資源物ストックヤードの利用促進
- ③緑ごみの回収・資源化の推進
- ④使用済小型家電の資源化推進
- ⑤廃食用油の回収・資源化の推進

適正処理等の推進

- ①次期ごみ処理施設整備事業の推進
- ②資源物持ち去り行為の対策の推進
- ③不法投棄対策の強化
- ④高齢者等ごみ出しサポートの検討
- ⑤災害廃棄物への対策

広報・啓発

- ①ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知
- ②分別方法のわかりやすい情報提供
- ③ごみに関する学習機会の提供

身近な自然環境の保全

- ①農地の保全と管理 ②環境保全型農業の普及促進
- ③身近な水辺環境の保全・維持管理

地産地消の推進

- ①地産地消の普及促進
- ②学校給食での地元産品の積極的利用

河川環境の保全

- ①河川環境の保全・維持管理 ②河川清掃の実施

貴重な生き物・身近な生き物の保護

- ①貴重な生き物(イタセンパラ等)・身近な生き物の保護

鳥獣害への対応

- ①特定外来生物の防除
- ②有害鳥獣による被害状況の把握と対策の実施

地球温暖化に配慮した市民生活の普及

- ①節電・節水の普及・啓発 ②省エネルギーの普及・啓発

行政が取り組む地球温暖化対策

- ①羽島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進
- ②羽島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進

再生可能エネルギーの利用推進

- ①公共施設への再生可能エネルギーシステムの推進

自動車の燃料消費の削減

- ①環境にやさしい運転(エコドライブ)の普及促進
- ②ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進

公共交通機関利用の促進

- ①公共交通手段の確保とコミュニティバスの安定運営

第4章 環境施策

基本目標1 環境意識の向上

基本目標2 快適な生活環境

基本目標3 循環型社会の形成

基本目標4 自然との共生

基本目標5 脱炭素社会の実現

目標指標一覧

第5章 羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5-1 環境を取り巻く社会情勢の動向

（1）地球温暖化の現状

①地球の気温と温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めており、地球の平均気温は14℃前後となっています。

一方、大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが存在しない場合は、マイナス19℃程になると考えられています。

近年は産業活動が活発になり、二酸化炭素やメタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されることで、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。

中でも、温室効果ガス別の地球温暖化への寄与は、石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素が7割台を占めており、地球温暖化の最大の原因となっています。

【地球温暖化のメカニズム】



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

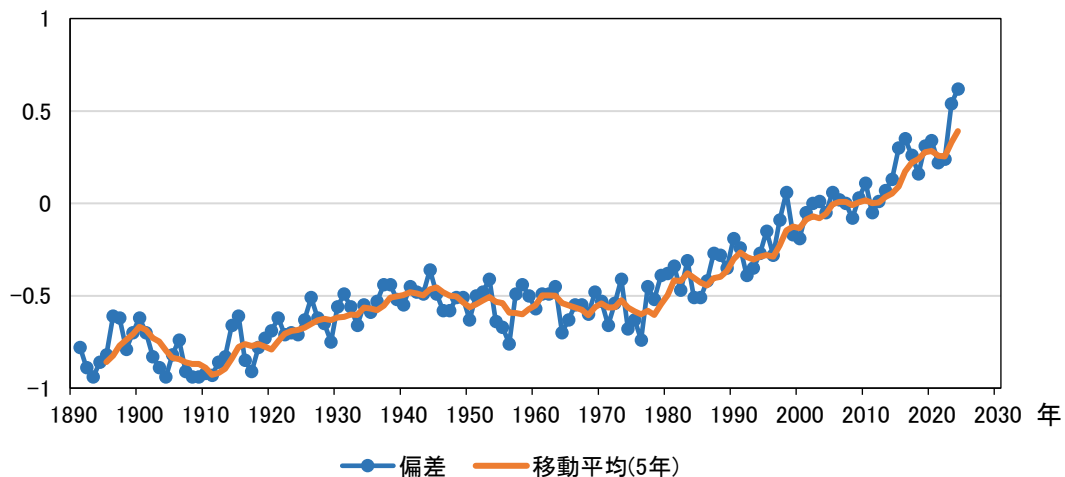
②地球の気温上昇

2024(令和6)年の世界の平均気温の基準値(1991年～2020年の30年平均値)からの偏差は $+0.62^{\circ}\text{C}$ で1891年の統計開始以降、最も高い値となりました。

世界の年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

【世界の年平均気温偏差】

1991-2020年平均
からの差($^{\circ}\text{C}$)



資料：気象庁HP：世界の年平均気温偏差 ($^{\circ}\text{C}$)

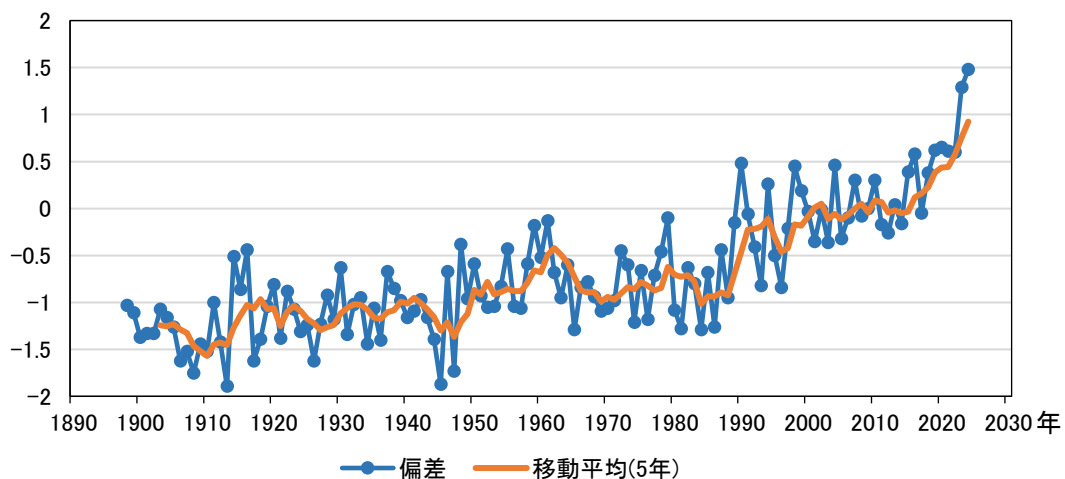
③日本の平均気温

2024(令和6)年の日本の平均気温の基準値(1991年～2020年の30年平均値)からの偏差は $+1.48^{\circ}\text{C}$ で、1898(明治31)年の統計開始以降、最も高い値となっています。

日本の年平均気温は特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

【日本の年平均気温偏差】

1991-2020年平均
からの差($^{\circ}\text{C}$)



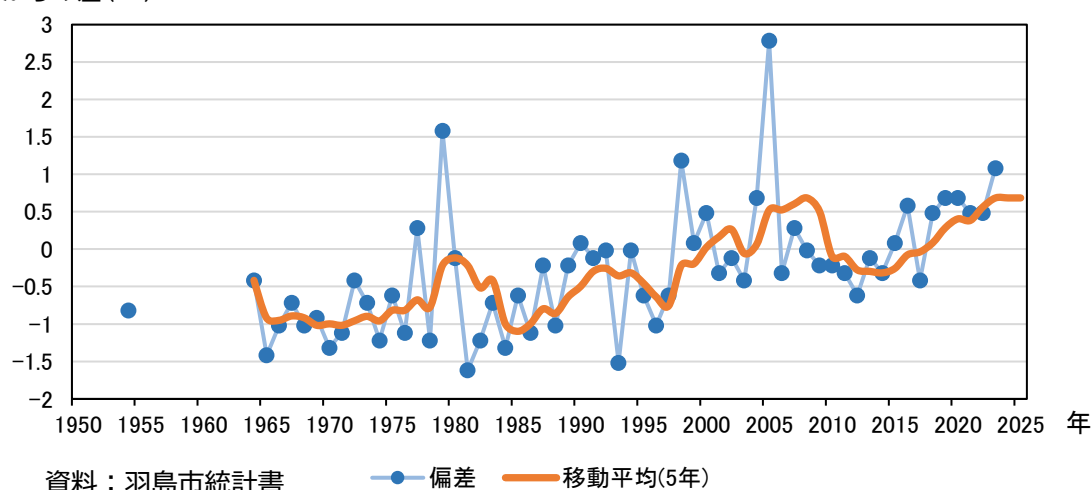
資料：気象庁HP：世界の年平均気温偏差 ($^{\circ}\text{C}$)

④本市の平均気温

本市の平均気温の基準値（1991年～2020年の30年平均値）からの偏差は変動を繰り返しながら概ね上昇傾向となっており、平均気温は1954年頃と比べて、2018年以降は1℃以上の上昇がみられます。

【本市の年平均気温偏差】

1991～2020年平均
からの差(℃)



(2) 温暖化の影響

IPCC第6次評価報告書では、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したとされています。温暖化の影響としては、真夏日・猛暑日の増加、降水と乾燥の極端化、海水温・海面水位の上昇、生物への影響、経済・社会システムへの影響等が懸念されています。

【2100年末に予測される日本への影響予測】

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干渴	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約40%から75～96%に拡大

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

5-2 羽島市の地球温暖化対策の取組み

(1) 地球温暖化対策の目標指標

【地球温暖化対策関連の目標指標】

目標指標	基準値	目標値
目標指標確定後、記載予定		

(2) 羽島市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、2021（令和3）年3月に市が有する緑豊かで優れた自然環境等を次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するため、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。

羽島市ゼロカーボンシティ宣言

～2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロへ～

地球温暖化は、人類の生活基盤に関わる重大な環境問題の一つであり、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制は、世界共通の課題となっています。身近に私たちの生命や暮らしが脅かされる事態がせまるなど危機的状況にあり、その対策は不可欠なものとなっています。

2015（平成27）年12月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後2018（平成30）年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。

羽島市はこれらの状況を鑑み、市が有する緑豊かで優れた自然環境などを次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和3年3月12日
羽島市長 松井 聡

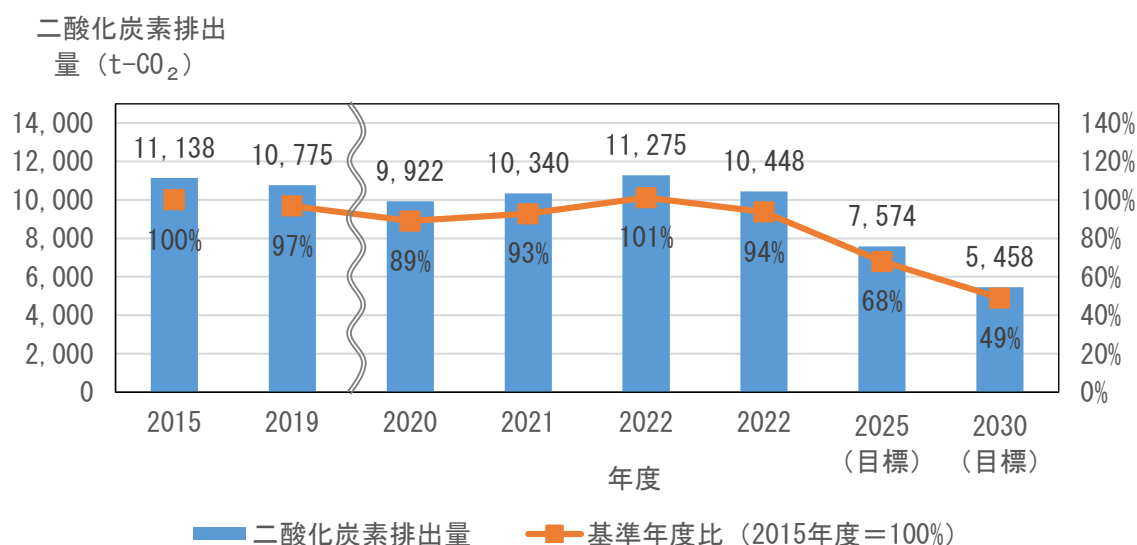
5-3 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組み

（１）市の事務事業における取組み

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減に向け、2006（平成18）年3月に『第一次羽島市環境保全実行計画「リーディングエコプランはしま」（羽島市地球温暖化防止対策率先実行計画2006）』を策定し、その後2009（平成21）年8月に『羽島市役所実行計画（リーディングエコプラン2009）』、2011（平成23）年2月に『羽島市役所実行計画（リーディングエコプラン2011）』、2017（平成29）年3月に『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2017）』、2022（令和4）年3月に『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2022）』を策定し、温室効果ガスの排出量抑制に努めてきました。

2022（令和4）年11月に改訂した現行計画では、2015（平成27）年度を基準年度に、短期目標として温室効果ガス排出量を2025年度までに32%削減、計画期間の最終年度である2030（令和12）年度までに51%削減することを目指し、施策を実施しています。

【本市の事務事業からの二酸化炭素排出量】



【温室効果ガス排出軽減のための取組み（現行計画）】

1. 再生可能エネルギー導入・活用の推進	(1) 公共施設の屋上や屋根等を活用し、太陽光発電等の導入を進める。 ・令和5年度に3施設（北部学校給食センター、市営斎場、図書館）については、施設の脱炭素化に向け、先行施設として太陽光発電設備の導入を図る。 (2) 新庁舎では地中熱利用システムにより、地中熱を冷暖房等の熱源として利用することで、二酸化炭素の排出を抑制する。 (3) 新庁舎に太陽光発電を設置し、二酸化炭素の排出を抑制する。 (4) 再生可能エネルギー由来の電力への切替を進める。
2. 省エネルギー対策の推進	(1) 電気使用量、燃料（都市ガス、LPG、重油、灯油等）使用量の削減 ① 時間外の不必要箇所の消灯を行う。 ② トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。 ③ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。 ④ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。 ⑤ ノー残業デーの徹底に取り組む。 ⑥ クールビズ及びウォームビズを推進する。 ⑦ LED照明への切替、導入を進める。 ・令和4年度から浄化センターのLED照明への切替を進めていく。 ・各市公共施設のLED照明への導入状況を把握し計画的に切替を進める。 ⑧ 室内の設定温度は、原則として冷房28℃、暖房19℃にする。 ⑨ 階段を積極的に利用し、エレベーターの利用を控える。 (2) 公用車等の燃料使用量及び走行距離の削減 ① ウェブ会議システムの活用、テレワークによる対応を進め、自動車利用の抑制・効率化を図る。 ② 公用車における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）等次世代自動車の導入を進める。 ③ 公用車の効率利用を行い、台数の削減を図る。 ④ 急発進、急加速を行わない。（エコドライブの実施） ⑤ 公用車から離れる際は、必ずエンジンを切り、アイドリングストップを実施する。 ⑥ 不要な荷物を積んだままにしない。 ⑦ タイヤの空気圧を定期的に点検する。
3. 省資源対策の推進	(1) 水使用量の削減 ① 日常的に節水を心がける。 ② 自動水洗及び節水コマ等の節水型機器の導入に努める。 (2) 事務用紙類の使用量の削減 ① 再生紙の購入に努める。 ② 文書の両面印刷に努める。 ③ 文書の下書きやテスト印刷等を行う場合は、片面印刷済用紙（裏紙）を活用する。 ④ 使用済封筒の再利用に努める。 ⑤ ホームページへの掲載により、発行物の印刷部数削減に努める。 (3) ごみの減量及びリサイクルの推進 ① 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。 ② ごみの分別を徹底する。 ③ 使い捨て容器等の購入を控える。

4. その他の取組み	(1) グリーン購入の推進 ① 物品の新規購入及びリース契約をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選択するように努める。 ② 事務用品は、詰め替え及びリサイクル可能な消耗品を購入する。 ③ グリーン購入法に基づく環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）を周知するとともに、対象製品を購入する。 (2) 環境保全に関する意識向上及び率先実行の推進 ① 二酸化炭素排出量を毎年算定・公表する。 ② 地球温暖化対策の知識やノウハウについて、情報収集を行い、市職員への情報提供を行う。 ③ 職員に地球温暖化対策に関する情報提供を行う。 ④ クールビズ及びウォームビズを推進する。 ⑤ 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
------------	---

【資料:羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2022）より】

（２）新庁舎におけるエネルギー対策

2021（令和３）年11月１日に開庁した市役所本庁舎は、LED照明、照明制御設備、太陽光パネル、地中熱を利用した空調設備を導入しています。

地中熱を利用した空調の省エネルギー効果は、旧庁舎での年間排出量139.6t-CO2に対し、新庁舎における2023（令和５）年度の年間排出量は28.47t-CO2となり年間111.13t-CO2の削減となっています。

【市役所本庁舎】



【本庁舎屋上の太陽光パネル】



5-4 温室効果ガス排出量の状況

本市の温室効果ガス排出量は、基準年度の2013（平成25）年度で414千t-CO₂、2022（令和4）年度は340千t-CO₂で、基準年度に比べ17.9%減少しています。

また、温室効果ガス排出量の99.9%は、二酸化炭素が占めています。

【温室効果ガス排出量の経年変化】

単位：千t-CO₂

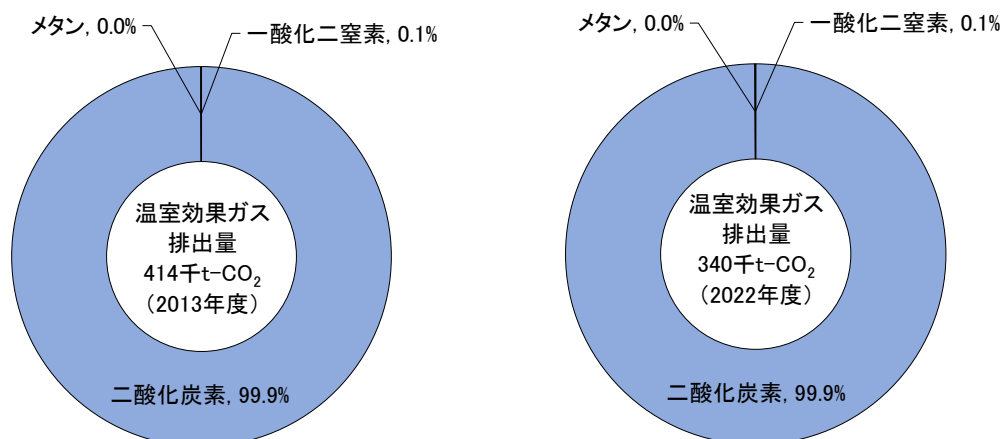
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	増減率
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
産業部門	製造業	70	57	57	55	56	53	52	65	56	51	-26.5%
	建設・鉱業	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-3.0%
	農林水産業	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	200.9%
	小計	75	62	62	60	60	58	56	70	63	57	-24.0%
業務部門		96	87	96	83	75	74	76	68	73	70	-27.4%
家庭部門		102	101	98	97	94	86	83	81	84	91	-10.6%
運輸部門	運輸	旅客	79	74	75	75	74	72	64	62	66	-16.8%
		貨物	49	50	49	48	47	46	44	46	46	-6.0%
	鉄道		5	5	5	5	4	4	4	3	3	-44.5%
	小計		134	129	129	128	126	122	112	111	115	-14.2%
廃棄物部門		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-2.6%
二酸化炭素(CO ₂)合計		414	387	391	374	364	351	345	338	339	340	-17.9%
メタン(CH ₄)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0%
一酸化二窒素(N ₂ O)		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-14.3%
温室効果ガス排出量		414	387	391	375	364	351	345	338	339	340	-17.9%

※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

増減率は2022（令和4）年度の値に対する基準年度（2013（平成25）年度）からの値です。

2013（平成25）年度はメタンが0.000345千t-CO₂、一酸化二窒素が0.2455千t-CO₂、2022（令和4）年度はメタンが0.0003726千t-CO₂、一酸化二窒素が0.2104千t-CO₂で、メタンが8.0%の増加となっており、一酸化二窒素は14.3%の減少となっています。

【ガス別排出量の割合（2013（平成25）年度と2022（令和4）年度）】



5-5 二酸化炭素排出量の状況

本市における2013（平成25）年度の二酸化炭素排出量は、414千t-CO₂で、その98.3%にあたる407千t-CO₂を燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源CO₂が占め、残りの1.7%が廃棄物焼却場におけるプラスチック、合成繊維等の焼却による非エネルギー起源CO₂となっています。

2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は340千t-CO₂で、その97.9%にあたる333千t-CO₂を燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源CO₂が占め、残りの2.1%が廃棄物焼却場におけるプラスチック、合成繊維等の焼却による非エネルギー起源CO₂となっています。

部門別に見ると、運輸部門が34%で最も多く、次いで家庭部門が27%、業務部門が21%となっています。部門別の割合を全国、岐阜県と比べると、産業部門が少なく、運輸部門、家庭部門が多くなっています。

【二酸化炭素排出量の経年変化】

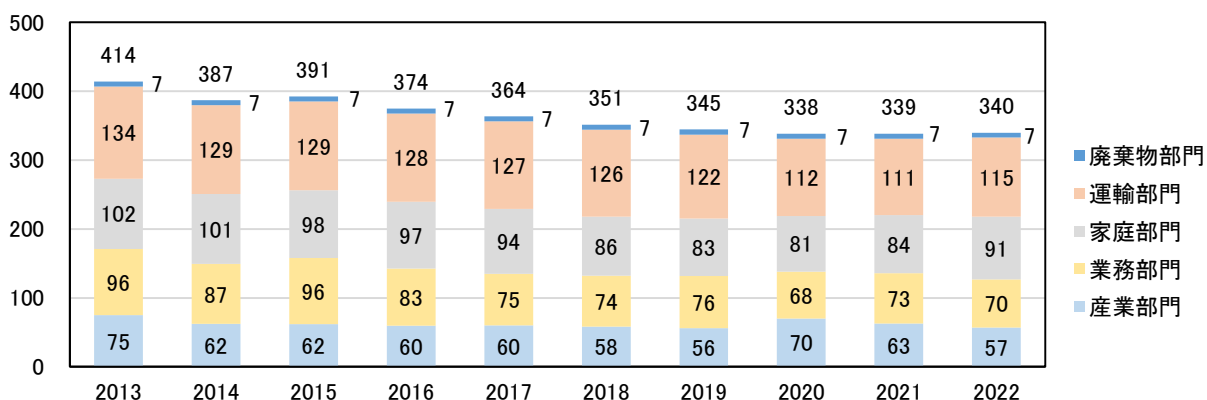
単位：千t-CO₂

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	増減率
エネルギー起源CO ₂	407	380	384	367	356	344	338	331	332	333	-18.2%
非エネルギー起源CO ₂	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-2.6%
二酸化炭素排出量	414	387	391	374	364	351	345	338	339	340	-17.9%

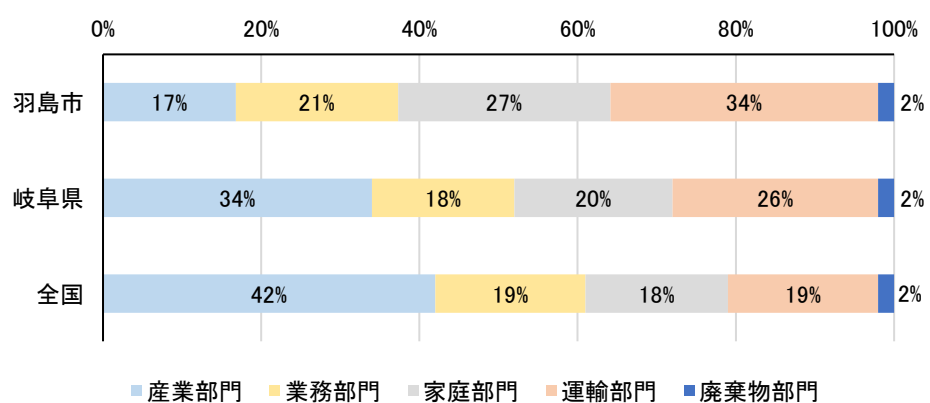
※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

【部門別二酸化炭素排出量の経年変化】

排出量（千t-CO₂）



【部門別二酸化炭素排出量の割合（2022（令和4）年度）】



5-6 再生可能エネルギーの導入状況

本市における2023（令和5）年度の再生可能エネルギーによる年間発電量推計値は54,264MWhで、二酸化炭素に換算すると約23.5千t-CO2分に相当します。

本市がFIT・FIP制度を活用しているのは、太陽光発電のみで、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電の実績はありません。

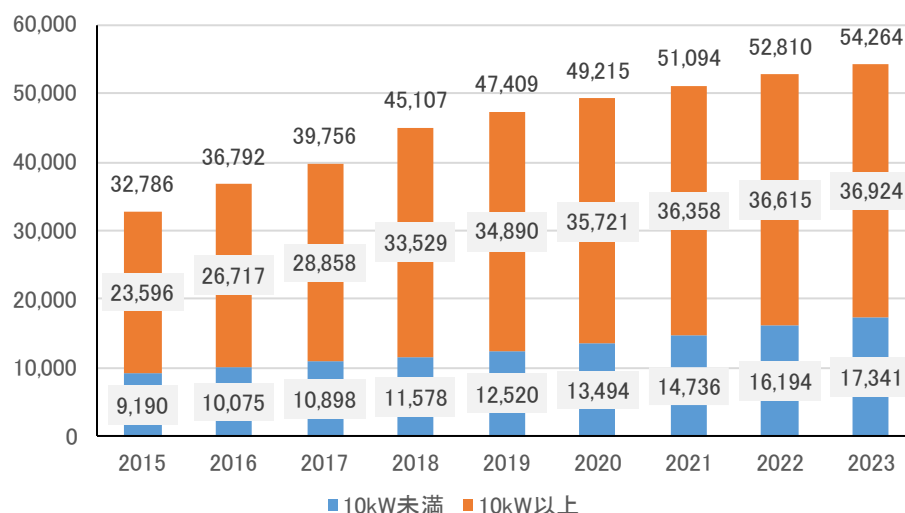
【再生可能エネルギーの導入状況】

単位：MWh/年

再生可能エネルギー種別	再生可能エネルギーによる発電電力量								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
太陽光発電（10kW未満）	9,190	10,075	10,898	11,578	12,520	13,494	14,736	16,194	17,341
太陽光発電（10kW以上）	23,596	26,717	28,858	33,529	34,890	35,721	36,358	36,615	36,924
合計	32,786	36,792	39,756	45,107	47,409	49,215	51,094	52,810	54,264

【FIT・FIP制度における発電量】

発電量（MWh/年）



※FIT（Feed-in Tariff）制度

再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電等）で発電された電力を、電力会社が一定期間一定の価格で買い取ることを国が約束する制度。

※FIP（Feed-in Premium）制度

再生可能エネルギーで発電した電力を、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、一定の補助額（プレミアム）を付与する制度。

5-7 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画の対象部門・分野の二酸化炭素については、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をベースに、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算定しています。

(2) 今後追加の対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢（BAUケース）※）

地球温暖化対策に関し、本市が今後追加的な対策を行わないまま推移した場合の2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度、2050（令和32）年度の二酸化炭素排出量を推計しています。

二酸化炭素排出量の推計は、製造品出荷額、建設・鉱業及び農林漁業の従業者数、業務その他部門の延べ床面積、人口、世帯数、自動車保有台数について、それぞれ活動量を推計し、2022（令和4）年度の実績値に比率を掛け合わせて計算しています。

その結果、2030（令和12）年度は337千t-CO₂（基準年度2013年度比81.4%）、2035（令和17）年度は335千t-CO₂（基準年度比80.9%）、2040（令和22）年度は331千t-CO₂（基準年度比80.0%）、2050（令和32）年度は320千t-CO₂（基準年度比77.3%）と推計しています。

【今後追加の対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）】

単位：千t-CO₂

年度			2013	2022	2030	2035	2040	2050
			H25	R4	R12	R17	R22	R32
産業部門	製造業		70	51	52	53	54	55
	建設・鉱業		4	4	4	4	4	4
	農林水産業		1	2	2	2	2	2
	小計		75	57	58	59	60	61
業務部門			96	70	70	70	70	70
家庭部門			102	91	92	90	87	79
運輸部門	運輸	旅客	79	66	62	60	58	53
		貨物	49	46	46	46	46	46
	鉄道		5	3	3	3	3	3
	小計		134	115	110	109	107	102
廃棄物部門			7	7	7	7	7	7
二酸化炭素(CO2)合計			414	340	337	335	331	320
基準年度(2013年度比)			100.0%	82.1%	81.4%	80.9%	80.0%	77.3%

※現状趨勢（Business As Usual）ケース

二酸化炭素排出量が今後の対策を見込まないまま推移したケース。エネルギー消費原単位の変化（機器の入れ替え等）は想定せず、人口、生産量等の活動量の変化予測により、排出量を予測。

5-8 二酸化炭素排出量の削減目標の設定

(1) 国と岐阜県の排出削減の目標・目安

2025（令和7）年2月に改定された国の地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。すでに2030年度については、2013年度比で46%削減を目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことが示されています。

また、岐阜県は2023（令和5）年3月に改訂した岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画で、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減（森林吸収量含む）し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。

【部門別の排出削減の目標・目安】

	2030年度（2013年度比）		2040年度（2013年度比）
	国	岐阜県	国
産業部門	▲38%	▲27%	▲57%～▲61%
業務その他部門	▲51%	▲73%	▲79%～▲83%
家庭部門	▲66%	▲52%	▲71%～▲81%
運輸部門	▲35%	▲26%	▲64%～▲82%
廃棄物分野	▲15%	▲59%	▲29%
温室効果ガス全体	▲46%	▲48%	▲73%

資料：地球温暖化対策計画、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画

(2) 羽島市の排出削減の目標・目安

本市においても今回、計画を改定するにあたり、国の新たな地球温暖化対策計画や改訂された県の地球温暖化防止・気候変動適応計画を踏まえて、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2030年度、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ46%、60%、73%削減することを目標とします。

なお、各部門の削減割合についても、国の数値目標・目安に沿って、削減目標を設定します。

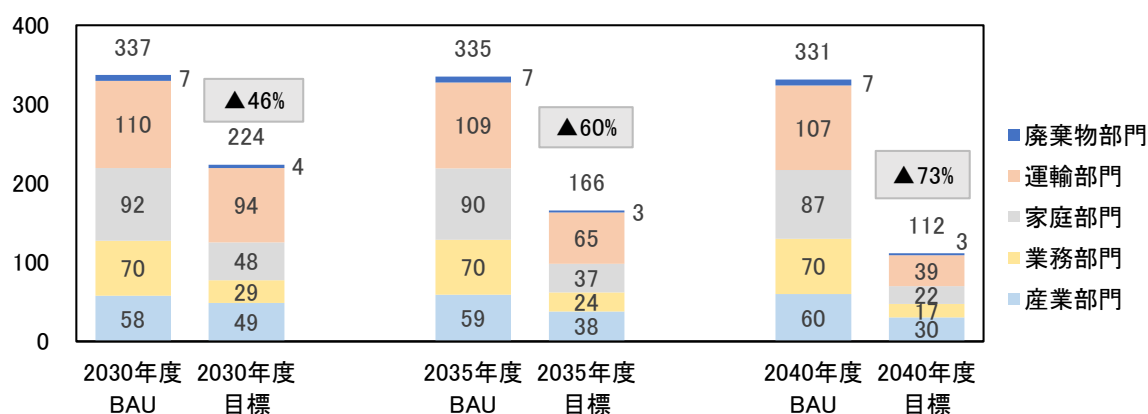
【部門別の排出削減の目標・目安】

単位: 千t-CO2

	2013年度	2030年度		2035年度		2040年度	
	CO2排出量	CO2排出量	2013年度比	CO2排出量	2013年度比	CO2排出量	2013年度比
産業部門	75	49	-35%	38	-50%	30	-60%
業務部門	96	29	-70%	24	-75%	17	-82%
家庭部門	102	48	-53%	37	-64%	22	-78%
運輸部門	134	94	-30%	65	-52%	39	-71%
廃棄物部門	7	4	-43%	3	-57%	3	-57%
合計	414	224	-46% (削減目標値)	166	-60% (削減目標値)	112	-73% (削減目標値)

【部門別BAUからの排出削減の目標・目安】

排出量(千t-CO2)



5-9 電力の排出係数低減による削減効果

(1) 電力排出係数低減による羽島市の削減効果

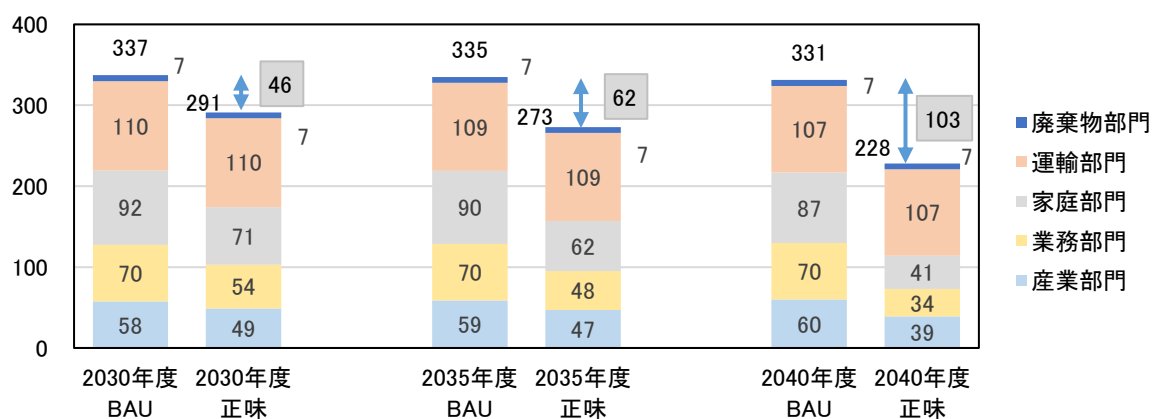
電力由来の二酸化炭素排出量は、電源構成のうち火力の割合が下がり、太陽光など再エネ、原子力などの割合が高まるにつれ、下がってきています。

本市では、中部電力ミライズの電力排出係数の低減と国が想定する電力排出係数を踏まえ、電力由来の二酸化炭素排出量が高い産業部門、業務部門、家庭部門について、2022年度の電力由来比率（排出量のうち電気の使用による排出量の割合）の実績値をあてはめ、排出係数低減による削減効果を算出しました。

BAUから2030年度は46千t-CO₂、2035年度は62千t-CO₂、2040年度は103千t-CO₂の削減効果が見込まれます。

【部門別BAUと電力排出係数低減による削減効果】

排出量(千t-CO₂)



※「正味」とあるのは、BAUから電力排出係数低減による削減分を差し引いた排出量。

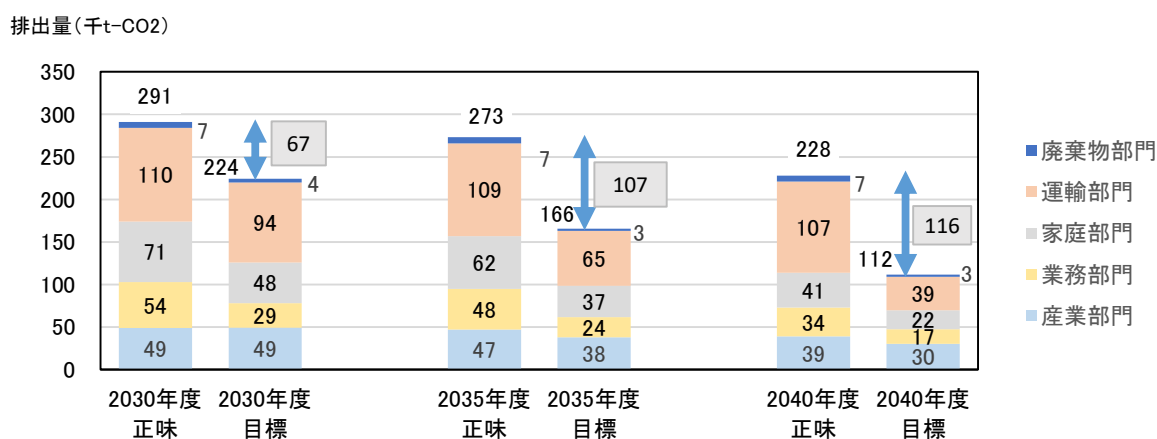
5-10 温室効果ガス削減シナリオ

(1) 電力排出係数低減後の排出量と目標排出量

電力の排出係数低減による削減効果を除いて必要な二酸化炭素削減量は2030年度時点で67千t-CO₂、2035年度時点で107千t-CO₂、2040年度時点で116千t-CO₂となり、それぞれについて、削減策を講じることになります。

2030年度、2035年度、2040年度の温室効果ガス必要削減量（電力排出係数低減効果を除いた量）について部門別に概観すると、2030年度については業務部門と家庭部門、2035年度以降は運輸部門の量が多くなっています。

【電力排出係数低減後の排出量と目標排出量】



※「正味」とあるのは、BAUから電力排出係数低減による削減分を差し引いた排出量

【排出量目標達成のために必要な削減量】

	2030年度			2035年度			2040年度		
	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量
産業部門	49	49	0	47	38	9	39	30	9
業務部門	54	29	25	48	24	24	34	17	17
家庭部門	71	48	23	62	37	25	41	22	19
運輸部門	110	94	16	109	65	44	107	39	68
廃棄物部門	7	4	3	7	3	4	7	3	4
合計	291	224	67	273	166	107	228	112	116

(2) 2030年度に向けた省エネルギー等、国等との連携による 温室効果ガス削減シナリオ

前回計画では、個別の省エネルギー施策について国全体の削減量見込みを本市の事業所数や新築住宅数などの指標で按分して算出しており、2019年度から2030年度までに62千t-CO₂の削減効果を見込んでいました。本計画の推計は2022年度を現状年度とし、以降の推計を行っているため、2030（令和12）年度までの削減量を40千t-CO₂としています。

【国等と連携して進める省エネルギー対策等による削減見込み】

単位：千t-CO₂

部門	項目名	【前回計画】 2019年度から 2030年度まで の削減量	【本計画】 2023年度から 2030年度まで の削減量
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	7	5
	業種間連携省エネの取組推進		
	燃料転換の推進		
	FEMS※を利用した徹底的なエネルギー管理の実施		
業務その他	建築物の省エネ化、高効率な省エネルギー機器の普及	11	7
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上		
	BEMS※の活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施		
	エネルギーの面的利用の拡大		
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化		
	上下水道における省エネ・再エネ導入		
	国の率行的取組		
家庭	脱炭素型ライフスタイルへの転換	13	8
	住宅の省エネ化		
	高効率な省エネルギー機器の普及		
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上		
	HEMS※・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施		
運輸	脱炭素型ライフスタイルへの転換	30	19
	次世代自動車の普及、燃費改善		
	道路交通流対策		
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化		
	公共交通機関及び自転車の利用促進		
	鉄道分野の省エネ化		
	船舶分野の省エネ化		
	航空分野の低炭素化		
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進		
	海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進		
	港湾における取組		
	各省連携施策の計画的な推進(運輸部門)		
横断的施策	脱炭素型ライフスタイルへの転換	1	1
	国民運動の推進		
合計		62	40

※HEMS（ヘムス）・BEMS（ベムス）・FEMS（フェムス）

HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、制御機能と表示機能を持つシステム。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されている。

BEMS（Building Energy Management System）はオフィスビル等におけるエネルギー管理システム。

FEMS（Factory Energy Management System）は工場におけるエネルギー管理システム。

(3) 本市独自の取組みによる削減見込み

①本市の削減見込み

電力の排出係数低減による削減効果を除いて必要な二酸化炭素削減量は2030年度時点で67千t-CO₂で、今後2030年度までに省エネ効果によって40千t-CO₂の削減が見込まれることから、残る27千t-CO₂について、再生エネルギーの創出など、本市独自の取組みで対応する必要があります。

本市では、独自の取組みとして、廃棄物の減量化と再生可能エネルギーの導入を掲げており、廃棄物の減量化（ごみ発電など含む）で3千t-CO₂、再生可能エネルギーの導入で24千t-CO₂、合わせて27千t-CO₂の削減を図ります。

【本市独自の取組みによる削減見込み】

施策等	削減見込み(千 t-CO ₂)
	2030(令和12)年度
廃棄物の減量化	3
再生可能エネルギーの導入	24
合計(本市独自の取組みによる削減)	27

【2030（令和12）年度の排出量及び削減量見込み】

単位:千 t-CO₂

	2030(令和12)年度
①現状趨勢ケース(BAU)	337
②電力排出係数の低減による削減	46
③省エネ等、国との連携による削減	40
④本市独自の取組みによる削減	27
⑤削減量の合計⑤(②+③+④)	113
見込み排出量(BAU①-削減量の合計⑤)	224
基準年度比(2013年度比)	54%(46%減)

②再生可能エネルギーの導入

環境省の再生可能エネルギー情報システム（REPOS）によれば、本市の太陽光発電の導入ポテンシャル※は設備容量で約35万kW、年間発電電力量は約48万MWh/年となります。電力排出係数0.30で算出すると、145千t-CO₂に該当します。2030年度については、再生可能エネルギーの導入目標を24千t-CO₂としていますので、ポテンシャルの17%程度を具現化できれば、目標に到達できることになります。

公共部門については、国が率先して、2030年に設置可能な建築物等の約50%、2040年に設置可能な建築物等の100%に太陽光発電設備を設置することを目指すとしており、こうした指標を参考に目標設定することができます。

また、国は住宅用太陽光発電については、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すとしています。

さらに、国はペロブスカイト太陽電池※など次世代型太陽電池の早期社会実装を目指し、2040年には約20GWの導入を目標とするとしていますので、長期的には有望な太陽光発電設備と期待されます。

【羽島市の太陽光発電の導入ポテンシャル】

	設備容量 (kW)	年間発電電力量 (MWh/年)	× 電力排出係数 (0.433) 千t-CO ₂	× 電力排出係数 (0.30) 千t-CO ₂
太陽光（建物系）	292,587	405,253	175.5	121.6
太陽光（土地系）	56,733	78,281	33.9	23.5
合計	349,320	483,534	209.4	145.1

資料：環境省 再生可能エネルギー情報システム（REPOS）から作成

※太陽光発電の導入ポテンシャル

太陽光発電を導入できる潜在的な可能性を意味する。具体的には、土地の広さや日射量、地形、法規制、経済性などを考慮し、太陽光発電システムを設置できる場所や発電量を推定したもの。

※ペロブスカイト太陽電池

光を電気に変える素材に「ペロブスカイト」という特別な結晶を用いた次世代の太陽電池。従来のシリコン太陽電池に比べ、軽く薄く、柔軟性もあるため、設置場所の自由度が高いという特徴がある。また、製造コストも比較的低いとされていることから、次世代の再生可能エネルギー源として注目されている。

5-11 2050年度ゼロに向けた2035年度、2040年度の見通し

2030年度以降の長期的な全体の削減目標については、2025年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画に沿ったものとし、今後は、継続的にフォローアップする必要があります。

また、2040年度の排出量と電力排出係数については、今後の技術動向等によって、削減見通しや施策内容が大きく変更される可能性もあります。

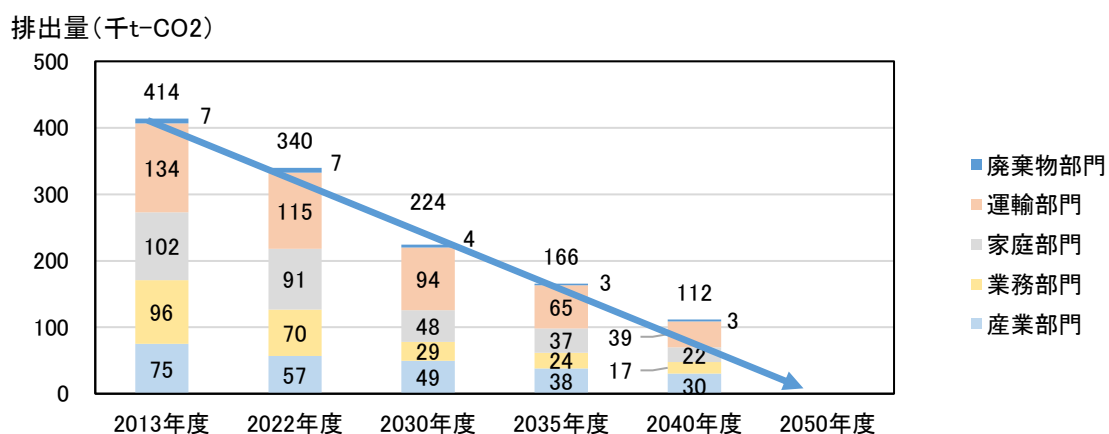
【電力排出係数低減後の排出量と目標排出量】

単位:千t-CO₂

	2013年度	2030年度		2035年度		2040年度	
	CO ₂ 排出量	CO ₂ 排出量	2013年度比	CO ₂ 排出量	2013年度比	CO ₂ 排出量	2013年度比
産業部門	75	49	-35%	38	-50%	30	-60%
業務部門	96	29	-70%	24	-75%	17	-82%
家庭部門	102	48	-53%	37	-64%	22	-78%
運輸部門	134	94	-30%	65	-52%	39	-71%
廃棄物部門	7	4	-43%	3	-57%	3	-57%
合計	414	224	-46% (削減目標値)	166	-60% (削減目標値)	112	-73% (削減目標値)

※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

【2050排出量ゼロに向けたロードマップ】



5-12 施策目標

5-13 基本目標

5-14 気候変動に対する適応策

第6章 計画の推進

6-1 計画の推進体制

6-2 計画の進行管理

資料編

羽島市環境基本条例

羽島市環境審議会運営要綱

羽島市環境審議会委員名簿

計画策定の経緯

諮問書

答申書
